4-6_機能要件_滞納管理

標準仕様書									備考	要件の考え方・理由	再検討の目安				対応方針	その他意見等対応方針
											必須機能の見直し					
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	通常版	固定機能版（仮称）			通常版	固定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し		
1. 滞納情報管理																
1.1. 滞納情報管理																
	1.1.1.		滞納情報取込	収納管理システムから個人住民税（特別徴収・普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、法人住民税、に係る納付情報を取り込むこと+GJ滞納調定として表示・判定されないこと。 個人住民税（給与特徴）の未納期別は、事業者（特別徴収義務者）画面に表示されること。			実装すべき	実装すべき	個人住民税（年金特徴）については、納期限直前に納付され、消込データが反映される前に滞納判定される懸念があるため、滞納調定として表示、判定されないような仕様としている。	・各税目における最新の収納情報を把握する必要があり、「実装すべき機能」とした。収納情報をもとに、納期限を過ぎた期別については滞納情報として管理される。 ・個人住民税（年金特徴）は、納期限当日に年金支払者から直接市町村に納入され、滞納となることがないことから、「実装すべき機能」とした。 ・特別徴収（給与）については、未納は従業員ではなく事業者になるため、事業者画面に未納が表示されるよう、「実装すべき機能」とした。					【事務局】 納付情報を取り込んで連携するのではなく、直接、収納管理システムを参照するケースもあるので、「連携または参照」に修正する。
	1.1.2.		滞納情報参照	滞納者管理画面で、重要情報が、画面表示の色を変更するなどして強調表示できること。 <重要情報> ・処理注意者 ・処理注意情報 ・告分の有無 ・退込の時効 ・不納欠損 ・死亡者 ・生活保護 等			実装すべき	実装すべき	本機能に記載のない重通については、メモ機能や任意フラグ機能で管理する想定。 滞納者管理画面は、滞納者のトップ画面を指す。	・滞納者管理画面には多くの情報が記載されるため、重要情報を強調する機能がなくては見落とすリスクが考えられるため、「実装すべき機能」とした。				要確認		【事務局】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多くのベンダーから本機能について2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	
2. 滞納管理																
2.1. 滞納情報管理																
	2.1.1.	1	滞納者情報管理	以下の個人情報、調定情報、収納情報、分割納付誓約情報、滞納処分情報等を滞納者管理画面で確認できること。 また、滞納処分責を管理できること。 <個人情報> ・年齢 ・勤務先 ・特別徴収先情報（会社名、宛名番号、住所等） ・生活保護 ・担当者名 <調定情報> ・課税情報（賦課年度、課税年度、期別）（個人住民税（普通徴収、特別徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）） ・所得 ・控除 ・申告区分 ・法人代表者氏名 ・法人設立年月日 ・所有する不動産、軽自動車 <収納情報> ・収納税目 ・収納額 ・督促・催告の発送・停止 ・公示送達 ・滞納区分 ・収納歴歴（領収年月日、領収年月日） ・納付方法 ・振替口座情報 ・連報情報 等	~~滞納原因、職種を管理できること。~~ <個人情報> ~~・納税組合加入状況~~ ~~・滞納原因~~ ~~・職種~~		実装すべき	実装すべき		・滞納者に関する情報を一目で把握するため、滞納者管理画面に表示される項目を列挙し「実装すべき機能」とした。 ・個人情報は、宛名管理システムなどから連携される、滞納者個人の情報を確認するために記載した。 ・調定情報は、課税または年度や期別ごとの税額等のほか、課税客体の情報などを確認するために記載した。 ・収納情報は、調定情報に対し、実際に納付された額などを確認するために記載した。滞納の有無は、この収納情報から確認可能となる。 ・なお、個人情報については、共通業件で管理する情報をベースに項目を記載している。 ・分割納付誓約情報は、2.4.9.に記載している。 ・滞納処分情報は、2.8.2.に記載している。			要確認		【理案】 滞納者情報について、1画面で全て表示できないベンダーがいるため、滞納者管理画面は複数ページや複数タブにわたってもよい旨を要件の考え方・理由に追記する。 【事務局】 各情報について、現状項目が不足しているベンダーがいるが、その他多くのベンダーから本機能について2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【理案】 ・「滞納区分」について管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、想定する区分例を記載する。 「滞納区分」ー「滞納区分（通常徴収のみ、現年度滞納のみ、執行停止中　等）」 ・なお、滞納区分と、2.1.8.の滞納者区分の違いについては、以下を想定。 滞納区分ー差押有無や執行停止有無等、現年度滞納のみ、等、数値化できない区分 滞納者区分（ランク）ー金額や所得額等、数値化できる区分 【理案】 上記で問題なければ、以下の修正も合わせて行う。 ・2.1.3.「滞納者のランク管理」ー「滞納者区分（ランク）管理」に修正する。 ・滞納者区分（ランク）管理のうち、悪質押収品登録有無含執行停止中については、滞納区分例で扱う。 ・2.1.8.「滞納者区分（性質・直接状況）」ー「滞納区分」に修正する。
		2		~~滞納原因、職種を管理できること。~~ ~~<個人情報> ・納税組合加入状況 ・滞納原因 ・職種~~			~~実装してもしなくても良い~~	~~実装してもしなくても良い~~		~~・滞納者に関する情報を一目で把握するため、滞納者管理画面に表示される項目を列挙し「実装すべき機能」とした。~~ ・個人情報は、宛名管理システムなどから連携される、滞納者個人の情報を確認するために記載した ~~・調定情報は、課税または年度や期別ごとの税額等のほか、課税客体の情報などを確認するために記載した。~~ ~~・収納情報は、調定情報に対し、実際に納付された額などを確認するために記載した。滞納の有無は、この収納情報から確認可能となる。~~ ~~・なお、個人情報については、共通業件で管理する情報をベースに項目を記載している。~~ ~~・分割納付誓約情報は、2.4.9.に記載している。~~ ~~・滞納処分情報は、2.8.2.に記載している。~~			要確認			
	2.1.2.			滞納整理票が出力できること。 また、交渉経過、滞納明細書も同時に出力できること。			実装すべき	実装すべき	滞納整理票は、滞納者の基本情報（氏名、住所等）を1枚の帳票にまとめたもの。	・滞納整理票とは、滞納者の基本情報を1枚の帳票にまとめたものを指す。訪問臨戸等において、紙ベースで滞納者情報を把握するために使用されているケースがあるため、「実装すべき機能」とした。							
	2.1.3.			滞納者のランク管理が自動でできること。 （想定されるランク分けパターン） ~~1.滞納額~~ ~~2.催告書送付回数~~ ~~3.年度~~ ~~4.差押履歴~~ ~~5.差押中~~ ~~6.滞納年数~~ ~~7.所得額~~ ~~8.口座登録有無~~ ~~9.執行停止中~~ ~~10.督等~~	~~滞納者のランク管理が自動でできること。~~ ~~（想定されるランク分けパターン）~~ ~~1.滞納額~~ ~~2.催告書送付回数~~ ~~3.年度~~ ~~4.差押履歴~~ ~~5.差押中~~ ~~6.滞納年数~~ ~~7.所得額~~ ~~8.口座登録有無~~ ~~9.執行停止中~~ ~~10.督等~~		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・滞納整理を効率的に管理するため、いくつかの基準によって滞納者をランク付けする機能を定義した。 ・本機能は、人口規模によって必要性に差が生じると想定する。例えば人口規模の大きい地方団体の場合、催告書発送業務を個別でなく、特定の要件フラグで抽出し、一括発送する方が、担当者の負担軽減につながる。一方、人口規模の小さい地方団体の場合、個別の発送でも対応可能と思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。						
	2.1.4.			滞納者の個人情報について、写真やスキャナで取り込んだ画像データの管理（設定・保持・修正）ができること。	~~滞納者の個人情報について、写真やスキャナで取り込んだ画像データの管理→設定・保持・修正ができること~~		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・滞納処分を見込む財産（不動産・車両）の写真等をシステム上管理できれば業務の利便性が向上するため、定義した。 ・本機能は、人口規模によって必要性に差が生じると想定する。例えば滞納処分の件数が少ない地方団体の場合、庁内サーバーなどのシステム外対応でも対応可能と思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。						
	2.1.5.			滞納者管理画面において、メモを記載できること。 滞納管理システムを使用する課等の所管ごとにメモを切り替えることができること。			実装すべき	実装すべき		・滞納者管理画面上、交渉経過等で管理しきれない情報や引継ぎ内容等を記録するメモ機能を「実装すべき機能」とした。 ・滞納管理を複数の課等で使用することを想定し、権限ごとにメモの切り替えができるよう、本機能を定義した。							
	2.1.6.	1		滞納者に対して、任意にフラグを登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、始期、終期等）ができること。 抽出した滞納者に対し、一括でフラグ貼り付けができること。	~~使用頻度の高いフラグを登録し、随時同じフラグを利用できること。~~		実装すべき	実装すべき		・滞納者に任意にフラグを立てることで、抽出条件を自由に作成し、滞納者抽出ができるようになるため、「実装すべき機能」とした。複数のフラグを組み合わせるOR除外して検索することで必要に応じた条件による滞納者の抽出を行うことを想定している。 ・フラグには名称や始期・終期などをマスタ管理できることで、地方団体内共通のフラグ・担当者独自のフラグを実装したり、時限式のフラグを実装したり、運用に幅を持たせることが可能。 ・例えばCSVで取り込んだ複数の滞納者に、一斉にフラグを貼付することで、担当者の業務負担が軽減できるため、定義した。			要確認		【事務局】 「フラグのマスタ管理（名称、始期、終期等）ができること。」について、「滞納者フラグマスタの追加が必要である」ことから、現状対応してないベンダーがいるが、その他大半のベンダーが本機能に対応していることから、本意見には対応不要とする。	
		2		使用頻度の高いフラグを登録し、随時同じフラグを利用できること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・滞納者に任意にフラグを立てることで、抽出条件を自由に作成し、滞納者抽出ができるようになるため、「実装すべき機能」とした。複数のフラグを組み合わせるOR除外して検索することで必要に応じた条件による滞納者の抽出を行うことを想定している。~~ ~~・フラグには名称や始期・終期などをマスタ管理できることで、地方団体内共通のフラグ・担当者独自のフラグを実装したり、時限式のフラグを実装したり、運用に幅を持たせることが可能。~~ ~~・例えばCSVで取り込んだ複数の滞納者に、一斉にフラグを貼付することで、担当者の業務負担が軽減できるため、定義した。~~			要確認			
	2.1.7.	1	滞納者抽出	各種税（個人住民税・法人住民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税）の滞納者を抽出できること。 複数のフラグを組み合わせ、除外でデータ抽出できること。フラグの名称、始期、終期等で抽出できること。	~~滞納管理システムを使用する課や係ごとにメモを登録できること。~~		実装すべき	実装すべき		・任意の抽出条件で滞納者を抽出する機能を定義した。具体的な抽出条件は2.1.8.で記載している。 ・抽出条件、フラグを複数組み合わせたり、フラグのマスタ管理される情報で抽出したり、柔軟な抽出機能を求めている。 ・抽出結果をもとに、複数の滞納者にまとめて財産照会・催告書送付等を行えるため、業務効率化に資する機能であり、「実装すべき機能」とした。						
		2		滞納管理システムを使用する課や係ごとにメモを登録できること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・任意の抽出条件で滞納者を抽出する機能を定義した。具体的な抽出条件は2.1.8.で記載している。 ・抽出条件、フラグを複数組み合わせたり、フラグのマスタ管理される情報で抽出したり、柔軟な抽出機能を求めている。 ~~・抽出結果をもとに、複数の滞納者にまとめて財産照会・催告書送付等を行えるため、業務効率化に資する機能であり、「実装すべき機能」とした。~~						

| 標準化措置 | | |

標準化措置																		
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	必須機能の見直し 通常版	必須機能の見直し 限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し 通常版	必須機能の見直し 限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
		2		また、表示の絞り込み、ソート機能があること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い				・滞納期別の詳細を管理する機能。 ～個人情報から…共有、住所などを参照できる（滞納照会記載される） ～設定情報からは、滞納期別の設定値、納期限、通知書番号等を参照できる ～収納情報からは、設定値のうち、いくら納付されたか等を参照できる ～滞納総分情報からは、現在執行中の滞納総分…執行停止等の期別を参照できる ～その他情報からは、特別…現在値の発送状況等を参照できる ・滞納期別を税目で絞り込んだり、納期限でソートすることで、滞納者の現状の確認がスムーズになると考えられるが、多くの期別を滞納する滞納者が少ないような小規模地方団体の場合は必要性が乏しいと思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ～当初納通の発送履歴は、納付書再発行のアラートなどに必要となるため、参照する機能を「実装すべき機能」とした。 ～法定納期限等は、課税システムで持つ各データ項目を参照することで把握できるため、「実装すべき機能」とした。			要確認			
	2.1.15.			延滞金計算年月日は任意の日付を設定できること。			実装すべき	実装すべき			任意の日付を指定しない場合は、現在の日付がセットされる。	・滞納期別ごとの延滞金計算日を任意の日付で計算することで、未来日の滞納額を試算し、滞納者との折衝に用いる等が考えられるため、「実装すべき機能」とした。なお、任意の日付を指定しない場合は現在日が設定されることとなるが、折衝時に現在日の延滞金額を確認する際、担当者が操作なしで確認できた方が作業効率が上がるため、定義した。 ・延滞金計算の根拠となる内訳を滞納者から求められるケースに鑑み、「実装すべき機能」とした。						
	2.1.16.			延滞金加算中から延滞金徴収に満たない金額の場合、（計算を要す）等、延滞金加算を示す文言が表示されること。			実装すべき	実装すべき				・延滞金の計算は、期別ごとに自動計算されていることで、担当者が一目で延滞金額を把握できることから、「実装すべき機能」とした。 ・延滞金計算は地方税法、財務省の公表する特例基準割合の通りに行われる必要があるため、明示した。また、1,000円未満の延滞金額の場合、端数切捨てのため（計算を要す）のような文言が記載されることで、延滞金計算中の旨を示すよう定義した。 ・法人住民税については、延滞金計算が確定になることから、延滞金計算に必要となる申告期限などの日付を法人住民税システムから参照し、計算ができるよう記載した。						
	2.1.17.	1	担当者設定	滞納管理システムで扱う納税義務者には、担当者・グループ（班等）が自動で設定されていること。担当者・グループ（班等）は自由に作成できること。 設定される担当者は、地区・市外地区（国籍等）・個人・法人等をもとに、滞納者に紐付くこと。 担当者名をマスタ管理し、滞納者に設定できること。	~~担当者設定後、担当者ごとの宛名件数をシミュレートできること。~~ ~~担当者変更前後における、担当する滞納者の一覧を出力できること。~~ ~~作成されたグループについて、グループ作成日と現在日の対象者数、完納者数、未納者数、未納額等を参照できること。~~		実装すべき	実装すべき		・滞納者ごとに滞納整理を行う担当者をあてる運用が一般的と想定されるため、「実装すべき機能」とした。また、担当者は個人だけでなく係・班等複数名の担当者からなるグループで担当する場合もあるため、定義した。合わせて、担当者・グループを自由に作成し、地方団体の運用に柔軟に対応できるよう記載した。 ・一般的な担当者と滞納者の紐づけ方法は、地区による紐づけが多い。よってデフォルトで地区ごとに紐づけられることとしたが、それ以外の紐づけ方法については、2.1.18.で定義した。			要確認		①【確認】 「滞納管理システムで扱う納税義務者には、担当者・グループ（班等）が自動で設定されていること。担当者・グループ（班等）は自由に作成できること。」という機能について、グループ（班等）を作成し、グループ単位で納税義務者を管理する機能に現状対応していないベンダーがいます。グループ単位での納税義務者の管理機能について、"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ②【確認】 「設定される担当者は、地区・市外地区（国籍等）・個人・法人等をもとに、滞納者に紐付くこと。」という機能について、国籍等をもとに滞納者を紐づける機能に現状対応していないベンダーがいます。国籍等をもとに滞納者に紐づける機能について、"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。	
		2		担当者設定後、担当者ごとの宛名件数をシミュレートできること。 担当者変更前後における、担当する滞納者の一覧を出力できること。 作成されたグループについて、グループ作成日と現在日の対象者数、完納者数、未納者数、未納額等を参照できること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い				・滞納者ごとに滞納整理を行う担当者をあてる運用が一般的と想定されるため、「実装すべき機能」とした。また、担当者は個人だけでなく係・班等複数名の担当者からなるグループで担当する場合もあるため、定義した。合わせて、担当者・グループを自由に作成し、地方団体の運用に柔軟に対応できるよう記載した。 ・一般的な担当者と滞納者の紐づけ方法は、地区による紐づけが多い。よってデフォルトで地区ごとに紐づけられることとしたが、それ以外の紐づけ方法については、2.1.18.で定義した。			要確認			
	2.1.18.	1		滞納者ごとに担当者（正・副）・グループ（班等）を個別・一括で管理（設定・保持・修正）できること。 滞納者抽出結果をもとに、担当者の一括設定ができること。	~~担当者登録理由を設定し、登録理由で担当者の自動設定する／しないが決定すること。~~ ~~ランク管理をもとに、担当者の一括設定ができること。~~ ~~CSV等で取り込んだデータをもとに、担当者の一括設定ができること。~~		実装すべき	実装すべき			・担当者一人が不在の場合、代わりの担当者が対応する場合に鑑み、正・副の担当者を管理できるよう、「実装すべき機能」とした。 ・また、担当者設定を定期的に行う地方団体が多いこと、個別に担当者設定するのは担当者への負担が大きいことから、2.1.6.で抽出した滞納者データをもとに、一括での設定ができるよう「実装すべき機能」とした。 ・担当者登録理由とは、例えば共有固定資産において、共有者と代表者の住所が異なる場合、担当者が分散してしまう、共有固定資産は共有者まで含めて納税義務者のため、一人の担当者が担当したほうが作業効率がよいことから、自動設定による担当者の分散を図ることを定義した。最終に地区などのルールで設定する地方団体には使用されない等、一部の地方団体の使用にとどまると考えられるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・2.1.3.のランク機能が「実装してもしなくても良い機能」であるため、ランク機能での一括設定は「実装してもしなくても良い機能」としている。	要検討		要確認		【事務局】 グループ単位での管理については、2.1.17.の方針と合わせる。 ①ⅱ【確認】 「滞納者ごとに担当者（正・副）・グループ（班等）を個別・一括で管理（設定・保持・修正）できること。」という機能について、担当者の正・副での管理に現状対応していないベンダーがいます。担当者の正・副での管理について、"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ①ⅲ【確認】 「滞納者ごとに担当者（正・副）・グループ（班等）を個別・一括で管理（設定・保持・修正）できること。」という機能について、担当者の正・副での管理に現状対応していないベンダーがいます。担当者の正・副での管理について、固定機能版（仮称）に限っては、"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ②【確認】 「滞納者抽出結果をもとに、担当者の一括設定ができること。」という機能について、現状対応しておらず、対応に当たっては、大規模な改修が必要となるベンダーがいます。本機能について、"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。	
		2		担当者登録理由を設定し、登録理由で担当者の自動設定する／しないが決定すること。 ランク管理をもとに、担当者の一括設定ができること。 CSV等で取り込んだデータをもとに、担当者の一括設定ができること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い				・担当者一人が不在の場合、代わりの担当者が対応する場合に鑑み、正・副の担当者を管理できるよう、~~「実装すべき機能」とした。~~ ~~・また、担当者設定を定期的に行う地方団体が多いこと、個別に担当者設定するのは担当者への負担が大きいことから、2.1.6.で抽出した滞納者データをもとに、一括での設定ができるよう「実装すべき機能」とした。~~ ・担当者登録理由とは、例えば共有固定資産において、共有者と代表者の住所が異なる場合、担当者が分散してしまう、共有固定資産は共有者まで含めて納税義務者のため、一人の担当者が担当したほうが作業効率がよいことから、自動設定による担当者の分散を図ることを定義した。最終に地区などのルールで設定する地方団体には使用されない等、一部の地方団体の使用にとどまると考えられるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・2.1.3.のランク機能が「実装してもしなくても良い機能」であるため、ランク機能での一括設定は「実装してもしなくても良い機能」としている。	要検討		要確認			
	2.1.19.		滞納明細作成	滞納明細情報に基づき、滞納明細を出力できること。			実装すべき	実装すべき				・滞納明細情報をもとに、滞納期別ごとの情報をひとまとめにした滞納明細を出力する機能を記載した。主に滞納者との折衝時、滞納明細をもとに分割納付計画の策定などを行うため、「実装すべき機能」とした。 ・システム内で対応できない帳票がある場合、滞納明細を出力（CSV等を想定）し、加工することで帳票を作成する等が考えられるため、「実装すべき機能」とした。						
	2.1.20.	1		滞納明細について、出力する期別を任意に選択できること。金額は任意に修正できること。延滞金のみも出力できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は修正できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 督促状発布後10日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、「執行停止分」「督促状発布後10日未経過」「督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）」「納期未到来分」については、表示の有無を選択できること。 本機能は、滞納明細に限らず、処分帳票作成時、分割納付計画策定時、催告書等、滞納明細を活用する帳票について同様に適用されること。	~~督促手数料のみでも出力できること。~~ ~~表示の絞り込み、ソート機能があること。~~		実装すべき	実装すべき		・滞納明細に出力される項目の制御のパターンは、地方団体によって異なると想定されるため、例えば催告書に添付する場合の明細書には督促状発送前の期別を出力制御するなどが考えられる。そこで【表示されない期別】として、一般的に滞納明細に記載されることの少ないケースを、デフォルトで表示されないこととした。 ・時効完成分、不納欠損分は、既に徴収不可であるため、表示の有無の選択もできないこととした。 ・執行停止分は、あくまで滞納処分の執行停止であることから納付自体の受付けは可能であるため、表示の有無の選択の余地を認めた。 ・督促状発布後10日未経過、督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）は、滞納処分が行えないだけで滞納状態にはあるため、表示の有無の選択の余地を認めた。 ・納期未到来分については、滞納していないため徴収はできないが、未来の滞納額として滞納者に提示し、合算して分割納付計画を策定する運用が考えられるため、表示の有無の選択の余地を認めた。 ・本機能は、滞納明細が帳票と記載されるものすべてに対して適用されることで、表示の統一的な方針がとれるため、「実装すべき機能」とした。 ~~・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。~~			要確認		【事務局】 以下の条件で滞納明細画面の表示、非表示を制御することをできないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから本機能について2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 <督促状発布後10日未経過> ・督促状発送していない期別	
		2		督促手数料のみでも出力できること。 表示の絞り込み、ソート機能があること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い				・滞納明細に出力される項目の制御のパターンは、地方団体によって異なると想定される。例えば催告書に添付する場合の明細書には督促状発送前の期別を出力制御するなどが考えられる。そこで【表示されない期別】として、一般的に滞納明細に記載されることの少ないケースを、デフォルトで表示されないこととした。 ・時効完成分、不納欠損分は、既に徴収不可であるため、表示の有無の選択もできないこととした。 ・執行停止分は、あくまで滞納処分の執行停止であることから納付自体の受付けは可能であるため、表示の有無の選択の余地を認めた。 ・督促状発布後10日未経過、督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）は、滞納処分が行えないだけで滞納状態にはあるため、表示の有無の選択の余地を認めた。 ・納期未到来分については、滞納していないため徴収はできないが、未来の滞納額として滞納者に提示し、合算して分割納付計画を策定する運用が考えられるため、表示の有無の選択の余地を認めた。 ・本機能は、滞納明細が帳票と記載されるものすべてに対して適用されることで、表示の統一的な方針がとれるため、~~「実装すべき機能」とした。~~ ・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。			要確認			
	2.1.21.		承継・連帯納税義務・第二次納税義務	納税義務者に対して「承継納税義務者」「連帯納税義務者」「第二次納税義務者」の設定を行い、登録できること。			実装すべき	実装すべき			承継・連帯納税義務・第二次納税義務の通知と、納付書作成、督促状作成を一連の流れで実施できる運用も想定される	・納税義務者において、「承継納税義務者」「連帯納税義務者」「第二次納税義務者」の場合、その設定を行い、2.1.12.の関連者登録機能などに活用する。			要確認		【事務局】 本項番の機能及び優考欄に記載の「納付書作成」「督促状作成」について、現状対応していないベンダーがいるが、半数以上のベンダーから、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	

項番		枝番	機能名称	標準仕様書 機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し 通常版	必須機能の見直し 限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
2.2. 催告処理																
	2.2.1.	1	対象抽出処理	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる滞納分を抽出できること。抽出結果を出力できること。除外対象についても抽出できること。 抽出条件・除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。 <想定される任意抽出条件> ・年度（現年度/過年度） ・期別 ・税目 ・滞納種別（事由） ・滞納額 ・発送年月日 ・収納現在日 ・公示送達年月日 ・納期限 ・督促状発送有無 ・調定年月（開始月　終了月）（法人住民税のみ） ・延滞金のみの滞納額超分があるもの ・担当者名 ・フラグ ・繰上通知発送有無 ・（分割納付計画の）誓約年月日 ・催告期限 ・国籍 ・連絡先の有無 <想定される発送除外条件> ・督催告停止（停止開始年月日・停止解除年月日・期別・停止理由（引抜・停止）を登録した場合） ・仮消込 ・分割納付誓約中 ・納付委託 ・徴収（換価）猶予中 ・滞納処分中 ・執行停止中 ・時効期別 ・特別徴収対象者（給与特別徴収／年金特別徴収） ・死亡者（相続人未設定） ・居所不明（調査）者 ・不現住者（転出若しくは転居しているか・又は居住地に居住していないもの） ・海外転出者 ・本税完納済の年度 ・繰上徴収 ・フラグ ・納期の特例 ・生活保護受給者	<任意抽出条件> 電話催告対象者、ランク、他機関移管対象者 <発送除外条件> ランク、他機関異動対象者		実装すべき	実装すべき	<実装しなくても良い機能>にある、「電話催告対象者」は、電話催告サブシステムとの連携がある場合の利用を想定 他機関移管対象者とは、2.1.9.で記載の、都道府県や滞納整理機構等に移管した対象者を想定	・催告書の発送は、個別と一括で出力する場合があり、本機能は一括出力の際の抽出条件を記載した。			要確認	【事務局】 任意抽出条件、発送除外条件について、現状条件が不足しているベンダーがいるが、多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「収納現在日」「連絡先の有無」という抽出条件について、ベンダーからその詳細を知りたいという意見があったので、その問合せを備考欄に記載する。 （参考） 以下、ベンダーから連携仕様について問合せがあった発送除外条件 ・納期の特例 ⇒収納管理システムから取込を行う。 ・生活保護受給者 ⇒連携の機能については、項番「4.2.3.」に記載。連携仕様については、デジタル庁管轄のため不明。	【提案】 項目「不現住者」について、「居所不明（調査）者」でも充足できると思われるため、削除する。 【提案】 滞納種別（事由）の定義について、滞納区分と同様の事由と思われるため、表記を滞納区分に統一する。
		2		以下の抽出条件により、任意に催告対象となる滞納分を抽出できること。抽出結果を出力できること。除外対象についても抽出できること。 抽出条件・除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。 <任意抽出条件> 電話催告対象者、ランク、他機関移管対象者 <発送除外条件> ランク、他機関異動対象者			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	「実装しなくても良い機能」にある、「電話催告対象者」は、電話催告サブシステムとの連携がある場合の利用を想定 他機関移管対象者とは、2.1.9.で記載の、都道府県や滞納整理機構等に移管した対象者を想定	・催告書の発送は、個別と一括で出力する場合があり、本機能は一括出力の際の抽出条件を記載した。			要確認		
	2.2.2.		催告書作成	抽出条件を指定し、催告書を一括及び個別に出力できること。 個人画面から、催告書を個別に出力できること。 催告書の出力時、住所や郵便番号でのソート機能を有すること。 催告書引抜リストを出力できること。また、引抜きリストの対象者は、催告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除されること。 <引抜の条件> ・出力年月日から発送年月日までの消込・仮消込 ・調定額の変更 ・転居 ・滞納処分、執行停止、猶予 ・死亡者 ・住民票の強制消除 ・分割納付誓約中			実装すべき	実装すべき		・一括出力だけでなく、個別での催告書出力も「実装すべき機能」とした。 ・催告書と一括出力した際、配布する郵便局ごとに帳票をソートする運用が考えられるため、「実装すべき機能」とした。		要検討		【事務局】 「催告書引抜リストを出力できること。また、引抜きリストの対象者は、催告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除されること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 催告書引抜の条件について、現状条件が不足しているベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【事務局】 表記ゆれの修正 ・分割納付中→分割納付誓約中
	2.2.3.	1		滞納者の状況に応じて、催告書の印字項目（タイトル、文面、注意文（備考）、指定期限）を任意に編集できること。 帳票要件上の定義の催告書のフォーマットをもとに、編集、登録が可能であること。登録した催告書は、以後任意に選択して出力できること。	外国語の催告書を作成できること。		実装すべき	実装すべき		・催告書にはバリエーションを持たせ、状況に応じた催告書を用意するよう「実装すべき機能」とした。 デフォルトの催告書を帳票要件上定義し、一般的な状況に対応できるよう記載した。 ・とはいえ、帳票要件上の定義の催告書だけでは対応しきれないと考えられる。個別の滞納者ごとに記載内容も異なるため、催告書の内容を自由に作成する機能は必須と考えられる。また、一度作成した催告書は複数種類登録できることで、地方団体ごとの催告書を定義できるよう「実装すべき機能」とした。 ~~・外国人が多く居住する地域の地方団体においては、外国語での催告書も必要であるため、~~「実装してもしなくても良い機能」とした。					
		2		外国語の催告書を作成できること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・催告書にはバリエーションを持たせ、状況に応じた催告書を用意するよう「実装すべき機能」とした。~~ ~~デフォルトの催告書を帳票要件上定義し、一般的な状況に対応できるよう記載した。~~ ~~・とはいえ、帳票要件上の定義の催告書だけでは対応しきれないと考えられる。個別の滞納者ごとに記載内容も異なるため、催告書の内容を自由に作成する機能は必須と考えられる。また、一度作成した催告書は複数種類登録できることで、地方団体ごとの催告書を定義できるよう「実装すべき機能」とした。~~ ・外国人が多く居住する地域の地方団体においては、外国語での催告書も必要であるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。					
	2.2.4.			延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別ごとに計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。			実装すべき	実装すべき		・まずは本税を完納してもらってから延滞金の納付に移るため、計算中の延滞金を表示させずに催告書を発送するケースを想定。延滞金の記載の有無を選択できるよう「実装すべき機能」とした。 ・延滞金を表示させる場合、延滞金の計算日を任意の日付を設定できるようにすることで、一斉督告など、未来日で発送する際に有用と思われることから、「実装すべき機能」とした。なお、通常は出力日に発送されると考えられるため、デフォルト値は現在日としている。					
	2.2.5.			一斉催告、個別催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目、滞納者ごとに選択できること。 納付書出力時において、出力される納付書は、納付書様式及び払込取扱票の様式を選択することができること。払込取扱票の場合は金額未記入を選択できること。			実装すべき	実装すべき		・催告書の出力に合わせて、催告書に記載される期別の納付書の同時出力機能を「実装すべき機能」とした。催告書に記載の指定期限までに使用される想定。ただし、納付書納付でなく、地方団体庁内にて仮出し分割納付計画の策定を求める催告書も考えられることから、納付書出力の有無を税目、滞納者ごとに選択する機能を記載した。 ・出力される納付書は、通常の納付書と払込取扱票から選べるよう記載した。払込取扱票の場合、金額を納税義務者に記載してもらう運用も考えられることから、金額未記入を選択できる機能を記載した。			要確認	【事務局】 納付書の出力について、「収納管理システムでの出力を想定している。」という意見があるが、標準仕様書本編に記載の「なお、事業者が提供するパッケージシステムによっては、法人住民税の収納に関する機能が限定機能と一体的に実装されることや、督促に関する機能が収納管理ではなく滞納管理で提供されることも想定される。また、国税収法関や概要調書等の統計帳票については、パッケージシステムの外付けの専用ツールで提供されることも想定される。これらについては、本仕様書で示す要件が充足されている限りにおいて、機能の提供方法の違いは問わないものとする。」より、提供方法は問わないことをする。 ①【確認】 「納付書出力の有無を税目、滞納者ごとに選択できること。」という機能について、現状対応しておらず、改修する場合は、工数が大きくなるといった意見をベンダーから受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能」に緩和してもよろしいでしょうか。	
	2.2.6.	1	催告書発送情報管理	催告書/督促状の発送情報の管理（設定・保持・修正）が期別単位でできること。収納管理システムの督促状出力データが連携され、期別ごとに督促状発送の有無が自動登録されること。 また、催告書の発送停止情報については、個人単位・期別単位のいずれも設定できること。停止の終了日時を指定できること。 発送情報・発送停止情報の設定は、抽出結果をもとに一括で行えること。削除の際は、アラートなどが表示されること。 <催告書/督促状の発送情報> ・発送履歴 ・発送有無 ・発送年月日 ・指定期限 ・催告区分（催告/差押予告等） ・発送停止情報 ・納付書種類（一般、郵便振替）	<催告書/督促状の発送情報> ・催告発送時の合計金額		実装すべき	実装すべき	催告発送時の合計金額は、催告書に記載される滞納明細の合計金額を指す（催告時点での滞納額ではない）	・滞納管理システムで発送した催告書の発送情報を管理する機能を、「実装すべき機能」とした。 ・収納管理システムで発送した督促状の発送情報が連携され、督促状発送の有無が滞納明細上判断できる。 ~~・「実装してもしなくても良い機能」の「催告時の合計金額」は、催告時の還員数が多い地方団体に、特に必要と思われるため実装した。~~			要確認	【事務局】 標準仕様書としては業務間の情報の受け渡しを明確にする必要があるため、データ連携を前提とした記載をしているが、統合パッケージにて共通DBを活用するなど、明示的なデータ連携が存在しないケースについても業務上は同等であり、実装として問題ないものと考える。 当考え方について、標準仕様書本編への追記を検討する。	
		2		<催告書/督促状の発送情報> ・催告発送時の合計金額			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	催告発送時の合計金額は、催告書に記載される滞納明細の合計金額を指す（催告時点での滞納額ではない）	~~・滞納管理システムで発送した催告書の発送情報を管理する機能を、「実装すべき機能」とした。~~ ~~・収納管理システムで発送した督促状の発送情報が連携され、督促状発送の有無が滞納明細上判断できる。~~ ・「実装してもしなくても良い機能」の「催告時の合計金額」は、催告時の還員数が多い地方団体に、特に必要と思われるため実装した。			要確認		
	2.2.7.			催告書に記載の指定期限を基に、担当者スケジュールに自動で反映できること。			実装すべき	実装すべき		・催告書の指定期限をもとに、スケジュール上に自動反映されることで、財産調査の開始や滞納処分の執行等、次のステップに移れるよう「実装すべき機能」とした。			要確認	①【確認】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいます。本機能について"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。	

| 標準化措置 | | |

項番		枝番	機能名称	標準化措置 機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	適用 通常版	固定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し 通常版	固定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
2.4.	分割納付処理															
	2.4.1.	1	分割納付計画策定	以下の分割納付情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <分割納付情報> ・受付年月日 ・翌約有無 ・翌約年月日（毎月／隔月） ・支払い方法 ・分割回数 ・納付金額 ・開始年月日 ・終了年月日 ・取消年月日 ・分割納付取消理由 分割納付期別の優先順位を任意に設定できること。期別や納期限でのソート機能を有すること。 分割納付計画策定時、分割納付期別の時効が更新できること。 本税、延滞金のみの場合でも分割納付計画が設定できること。 分割納付計画の~~納付年月日~~翌約年月日に応じて自動計算された延滞金で、分割納付計画が策定されること。 翌約年月日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されること。 執行停止中の期別も分割納付計画に組み込めること。 月に複数回分割納付設定できること。 分割納付計画が完了しないまま終了/完了した分割納付情報を抽出し、一括で取消できること。 端数金額の処理ができること。 口座振替している期別を、分割納付計画に含めるか選択できること。分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう、収納管理システム側に分割納付情報を連携すること。	~~分割納付計画が完了した分割納付情報は、自動で削除できること。~~ ~~督促手数料のみの場合でも分割納付計画が設定できること。~~		実装してもしなくても良い	実装すべき	端数金額については、分割回数を決めて計画を作成した場合、端数を最初に払うか、最後にもらうか、の設定が可能 分割納付に関しては、翌約（納付翌約、催務兼認）と分割納付計画作成を一連の流れで実施できる画面遷移を想定している （毎月／隔月）は、分割納付の期間を毎月／隔月で管理できる機能を指す 金額や回数等、一部項目を入力することで、その他分割納付に必要な項目が自動で入力されるような運用を想定している 納付金額は、固定の金額を余す。5千円と決めたら、定期的に5千円の分割納付となることを想定	・分割納付計画の策定は、運用上、多くの団体で取り入れられてこながら、「実装すべき機能」とした。 ・分割納付期別の優先順位については、基本的に納期限の古い順から設定されるが、例外的な対応をめるケースに備み、「実装すべき機能」とした。また、並び替えの機能を記載した。 ・分割納付計画策定時に対象期別の時効の更新を選択できる機能を記載した。納付翌約をとらなくとも、口頭の分割納付計画策定で時効更新事由を満たす運用の地方団体に備み、「実装すべき機能」とした。 ・本税のみ、延滞金のみでも、どの期別が残っていたとしても分割納付計画は策定されなければならないため、「実装すべき機能」とした。 ~~・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。~~ ・翌約年月日を基に、担当者スケジュールに自動反映され、スケジュールとで納付履行の監視を行えるよう定義した。 ・執行停止中の期別については、納付を受け入れるかどうかは滞納者の財産状況次第で変わると思われるため、分割納付計画に組み込むことができるよう定義した。 ・端数納付など、ひと月に複数回納付するケースに対応できるよう記載した。 ・分割納付計画の期間が終了したケースについて、分割納付計画履行中は履行中のフラグが立ち続ける（2.4.16.）ため抽出条件等に影響することから、一括して取消ができるような機能を記載した。また、分割納付計画が完了しても滞納が残る滞納者については、継続して連絡をとり、分割納付計画の再度策定などを行う必要があるため、抽出する機能を定義した。		要検討	要確認		【事務局】 「期別や納期限でのソート機能を有すること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 ①【確認】 「分割納付計画の納付年月日に応じて自動計算された延滞金で、分割納付計画が策定されること。」という機能について、現状対応していないベンダーがおり、改修規模も大きくなるといった意見を受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ②【確認】 「翌約年月日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されること。」という機能について、現状対応していないベンダーがおり、改修規模も大きくなるといった意見を受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ③【確認】 「月に複数回分割納付設定できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがおり、改修規模も大きくなるといった意見を受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ④【確認】 「分割納付計画が完了しないまま終了/完了した分割納付情報を抽出し、一括で取消できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがおり、改修規模も大きくなるといった意見を受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 【事務局】 「口座振替している期別を、分割納付計画に含めるか選択できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう、収納管理システム側に分割納付情報を連携すること。」という機能について、現状対応していないベンダーがおり、改修規模も大きくなるといった意見を受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 【事務局】 分割納付情報について、一部項目が不足しているベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「分割納付計画の納付年月日に応じて自動計算された延滞金で、分割納付計画が策定されること。」という機能内の、「納付年月日」という言葉について、「翌約年月日」に修正する。	【提案】 ・「分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう、収納管理システム側に分割納付情報を連携すること。」について、期別ごとに分割納付が現状されているかどうかを連携できればよいことから、「分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう、収納管理システム側に分割納付期別を連携すること。」 ※問題なければ、収納側にも記載
		2		~~分割納付計画が完了した分割納付情報は、自動で削除できること。~~ ~~督促手数料のみの場合でも分割納付計画が設定できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・本税のみ、延滞金のみでも、どの期別が残っていたとしても分割納付計画は策定されなければならないため、「実装すべき機能」とした。 ・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。		要検討	要確認			
	2.4.2.			一人の納税義務者に対して、複数の分割納付翌約が登録できること。			実装すべき	実装すべき		・税目を分けたり、現年分と滞繰分を分けて分割納付計画を策定するケースが考えられるため、「実装すべき機能」とした。						
	2.4.3.	1		分割納付計画策定時に任意の日付の延滞金で分割納付計画を策定できること。 本税に未徴定延滞金、確定延滞金を含めた/含めない分割納付計画策定ができること。	~~本税に督促手数料を含めた/含めない分割納付作成ができること。~~		実装すべき	実装すべき		・分割納付の開始年月日から、分割納付計画策定日で延滞金額を計算するケースに備み、任意の日付で延滞金を計算して分割納付計画を策定する機能を「実装すべき機能」とした。 ~~・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。~~ ・2.4.1.の翌約年月日に応じて自動計算する機能は、滞納者が計画通りに納付しなければ当初の延滞金の計算と異なる金額が算出されてしまうため、本税と延滞金（未確定延滞金、確定延滞金）をどのように組み合わせた計画を策定してもいいように記載した。						
		2		~~本税に督促手数料を含めた/含めない分割納付作成ができること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・分割納付の開始年月日から、分割納付計画策定日で延滞金額を計算するケースに備み、任意の日付で延滞金を計算して分割納付計画を策定する機能を「実装すべき機能」とした。~~ ・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。 ~~・2.4.1.の翌約年月日に応じて自動計算する機能は、滞納者が計画通りに納付しなければ当初の延滞金の計算と異なる金額が算出されてしまうため、本税と延滞金（未確定延滞金、確定延滞金）をどのように組み合わせた計画を策定してもいいように記載した。~~						
	2.4.4.			分割納付対象期別を選択できること。 金額について任意に設定できること。			実装すべき	実装すべき		・分割納付計画の期別は、特定の期別を除外するケースに備み、滞納期別から選択できるよう「実装すべき機能」とした。 ・分割納付計画の金額は、2.4.1.で毎月固定の金額を定義できるよう記載したが、毎月の納付額が異なる場合に備み、任意に設定できる機能を「実装すべき機能」とした。						
	2.4.5.			任意の指定期日を一括で設定できること。 また、設定した指定期日を個別に変更可能なこと。 祝日を任意に設定できること。デフォルトで、国民の祝日が設定されていること。			実装すべき	実装すべき		・指定期日は、個別に日付を設定することも必要なケースがあると思われるため、「実装すべき機能」とした。 ・一度設定した翌約年月日について、個別に変更するケースがあると思われるため、「実装すべき機能」とした。 ・分割納付計画上、平日を翌約年月日に設定するケースが多いため、祝日を滞納管理システム上任意に設定する機能を「実装すべき機能」とした。						
	2.4.6.			同一世帯での分割納付、関連者間分割納付が設定できること。			実装すべき	実装すべき		・関連者登録された同一世帯や関連者で分割納付計画を策定するケースに対応できるよう、「実装すべき機能」とした。						
	2.4.7.			納期未到来期別も分割納付に含められること。			実装すべき	実装すべき		・未来の滞納分について分割納付計画に含めるケースに対応できるよう、「実装すべき機能」とした。						
	2.4.8.	1	分割納付計画シミュレーション	分割納付の計画策定における延滞金計算について、シミュレーションができること。 端予時において使用できること。	~~シミュレーション結果は、分割納付策定前でも計画書で出力できること。~~		実装すべき	実装すべき		・分割納付計画策定前に延滞金計算のシミュレーションを行い、滞納者と合意するために使用されると思われるため、「実装すべき機能」とした。 ~~・シミュレーション結果は帳票として出力し、滞納者との折衝に用いる場合もあると考えられる。画面で金額を確認し、口頭で伝えるだけでも対応は可能であるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。~~						
		2		シミュレーション結果は、分割納付策定前でも計画書で出力できること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・分割納付計画策定前に延滞金計算のシミュレーションを行い、滞納者と合意するために使用されると思われるため、「実装すべき機能」とした。~~ ・シミュレーション結果は帳票として出力し、滞納者との折衝に用いる場合もあると考えられる。画面で金額を確認し、口頭で伝えるだけでも対応は可能であるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。						
	2.4.9.		分割納付翌約情報管理	分割納付翌約（納付翌約、債務承認）情報を管理（設定・保持・修正）できること。 分割納付計画上、時効が到来する期別が含まれた場合にアラートが表示されること。 <分割納付翌約情報> ・翌約日 ・翌約履歴 ・本日納付分 ・登録履歴 ・取消			実装すべき	実装すべき		・分割納付計画策定にあたり、翌約をとる場合の機能である。 ・分割納付計画にあたり、将来的に時効になりうる期別が含まれないよう記載した。				要確認	①【確認】 「分割納付計画上、時効が到来する期別が含まれた場合にアラートが表示されること。」について、現状対応していないベンダーがいます。本項番の機能について"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 なお、本機能が追加された経緯ですが、時効更新されない分割納付計画時において、計画を順調に履行したとしても途中で時効となる期別がある場合にアラートが必要という意見があったためです。こちらも要件の考え方・理由に追記し、実装イメージを具体的に持てるようにする想定です。	
	2.4.10.			納付計画内容と滞納額に差異が生じ、納付計画を変更すべき場合は、対象者を抽出できること。			実装すべき	実装すべき		・賦課システムで税額更正が発生した場合など、分割納付計画を変更すべき場合に、対象を抽出できるよう「実装すべき機能」とした。		要検討	要確認		①ａ【確認】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいます。本項番の機能について"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 ①ｂ【確認】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいます。本項番の機能について固定機能版（仮称）に限っては、"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。	
	2.4.11.			分割納付翌約書の文面は修正が可能であること。			実装すべき	実装すべき		・帳票の文面の修正機能も必要性が高いため、同様に定義した。						
	2.4.12.	1	分割納付翌約による時効更新処理	納付翌約に伴う時効の処理を、法令通り行えること。	~~分割納付期別、分割納付翌約期別への納付時、当該年度の期別全ての時効を更新できること。~~		実装すべき	実装すべき		・分割納付計画を実施するにあたり、時効延長される期別の解釈が、地方団体によって異なる。分割納付計画を策定した期別に納付した際、分割納付計画した期別の時効すべてを延長するケースと、納付された期別の時効のみ延長するケースがある。一般的には納付された期別の時効のみ延長されるため「実装すべき機能」とし、~~分割納付計画した期別の時効すべてを延長するケースについては「実装してもしなくても良い機能」とした。~~						
		2		分割納付期別、分割納付翌約期別への納付時、当該年度の期別全ての時効を更新できること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・分割納付計画を実施するにあたり、時効延長される期別の解釈が、地方団体によって異なる。分割納付計画を策定した期別に納付した際、分割納付計画した期別の時効すべてを延長するケースと、納付された期別の時効のみ延長するケースがある。~~一般的には納付された期別の時効のみ延長されるため「実装すべき機能」とし~~、分割納付計画した期別の時効すべてを延長するケースについては「実装してもしなくても良い機能」とした。						
	2.4.13.			翌約日を必要に応じて変更し（または承認日を設定し）、当該変更日（または承認日）を時効の起算日とすることができること。			実装すべき	実装すべき		・分割納付翌約の翌約日を変更した際、時効更新事由の起算日も併せて変更される必要があるため、「実装すべき機能」とした。						
	2.4.14.	1		分割納付約束については、時効に影響のない分割納付処理を行うことができること。	~~分割納付計画が完了した分割納付情報は、自動で取消できること~~		実装すべき	実装すべき	分割納付約束は、分割納付翌約と異なり、時効の更新を行わない性質と想定	・納税義務者以外と分割納付計画を策定した際に、時効に影響しない分割納付の処理を行う必要があるため、「実装すべき機能」とした。 ~~・分割納付取消を履行された案件ごとに管理し、分割納付取消を行うお時間がかかることから、自動取消機能を実装した。なお、地方団体の規模によっては、自動でなくとも対応可能と想定されるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。~~						
		2		分割納付計画が完了した分割納付情報は、自動で取消できること			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	分割納付約束は、分割納付翌約と異なり、時効の更新を行わない性質と想定	~~・納税義務者以外と分割納付計画を策定した際に、時効に影響しない分割納付の処理を行う必要があるため、「実装すべき機能」とした。~~ ・分割納付取消を履行された案件ごとに管理し、分割納付取消を行うと時間がかかることから、自動取消機能を実装した。なお、地方団体の規模によっては、自動でなくとも対応可能と想定されるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。						

標準仕様書																				
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し		2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
											通常版	限定機能版（仮称）				
	2.4.15.		分割納付履行状況管理	分割納付計画に対する履行状況（履行中、不履行、分割納付完了）を管理（設定・保持・修正）できること。 納付計画額と実際の納付額を比較し、履行状況を把握できること。 また、履行状況は自動で反映・更新されること。			実装すべき	実装すべき		・分割納付計画の履行状況を確認する必要があるため、正しく履行しているか、履行していないか、分割納付計画が終了したか、を管理する機能を「実装すべき機能」とした。 ・履行状況については、分割納付計画で実定した金額と、実際の納付額を比較し、不履行判定を行う ・分割納付の履行状況は、日々確認すると思われるため、最新の消込情報をもとに自動で反映・更新されていく必要がある。						
	2.4.16.	1	分割納付不履行管理	分割納付者について、履行状況毎に抽出できること。 また、不履行回数ごとに抽出できること。抽出した分割納付情報は、一括で削除できること。 連報データを含めた収納額が、納付約束額以上の納付でない場合、不履行と判定できること。 分割納付計画から発行した納付書以外の納付手段で納付した場合に、履行／不履行いずれにするか、地方団体が選択できること。 分割納付の順序が異なる場合、不履行扱いになること。 不履行判定日を管理できること。不履行判定日は、指定期限から●日経過などの条件を任意に定めることができること。	~~不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を有すること。~~ ~~分割納付者について、分割納付種類（納付書、口座振替）毎に抽出できること。~~		実装すべき	実装すべき	・履行状況（履行中、不履行、分割納付完了）、特に分割納付不履行者を抽出し、催告等を一括して行うために「実装すべき機能」とした。 ・不履行回数ごとに対応が異なると思われるため、不履行回数ごとの抽出を記載した。 ・履行となった分割納付計画について、継続させなくともよいため、抽出して削除する機能を「実装すべき機能」とした。 ・不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を、定義したい。なお、納期限を過ぎて特定の日数経過後に履行確認をする運用でも発生するため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ~~・実装してもしなくても良い機能」の、分割納付の口座振替については、2.4.22. で記載している。~~			要確認		①【確認】 ・過去の軒の経緯から「抽出した分割納付情報は、一括で削除できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがおり、改修規模も大きくなるといった意見を受領しています。本機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 【事務局】 ・「不履行と判定日を管理できること。不履行判定日は、指定期限から●日経過などの条件を任意に定めることができること。」「不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を有すること。」について同一の機能であったため、必須機能に一元化する。 【事務局】 ・連報データを含めた収納額が、納付約束額以上の納付でない場合、不履行と判定できること。 ・分割納付計画から発行した納付書以外の納付手段で納付した場合に、履行／不履行いずれにするか、地方団体が選択できること。 ・分割納付の順序が異なる場合、不履行扱いになること。 ・不履行判定日を管理できること。不履行判定日は、指定期限から●日経過などの条件を任意に定めることができること。 →上記についての実現可能性を、改めてAPLIOに確認中。	
		2		~~不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を有すること。~~ ~~分割納付者について、分割納付種類（納付書、口座振替）毎に抽出できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	~~・履行状況（履行中、不履行、分割納付完了）、特に分割納付不履行者を抽出し、催告等を一括して行うために実装すべき機能」とした。~~ ~~・不履行回数ごとに対応が異なると思われるため、不履行回数ごとの抽出を記載した。~~ ~~・不履行となった分割納付計画について、継続させなくともよいため、抽出して削除する機能を「実装すべき機能」とした。~~ ~~・不履行判定には、連報データを活用することが可能とした方がよいため、「実装すべき機能」とした。~~ ・不履行判定について、実際の納付日と消込日の差を考慮する必要があるため、指定期限から猶予日数を任意に設定できる機能を、定義した。なお、納期限を過ぎて特定の日数経過後に履行確認をする運用でも発生するため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・「実装してもしなくても良い機能」の、分割納付の口座振替については、2.4.22. で記載している。			要確認		
	2.4.17.	1		分割納付不履行者リストを出力できること。 また、納付回ごとの履行有無が参照可能であること。 分割納付計画が完了しないまま終了/完了後にも滞納額が残存する対象者を抽出できること。	~~納付書ごとの履行有無が参照可能であること。~~		実装すべき	実装すべき	・抽出した分割納付不履行者をリスト化し、出力する機能を「実装すべき機能」とした。 ・例えば使用する納付書を入造って納付した場合にも、納付の有無を確認できるよう、履行状況を納付回ごとに参照できる機能を記載した。			要確認		【事務局】 「納付書ごとの履行有無が参照可能であること。」という機能について、現状対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	
		2		~~納付書ごとの履行有無が参照可能であること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	~~・抽出した分割納付不履行者をリストなし、出力する機能を「実装すべき機能」とした。~~ ~~・例えば使用する納付書を入造って納付した場合にも、納付の有無を確認できるよう、履行状況を納付回ごとに参照できる機能を記載した。~~			要確認			
	2.4.18.	1		分割納付計画に基づいて分割納付書を出力できること。また、一度に指定した回数分の分割納付書を出力できること。 分割納付書を指定期間ごとに個別または一括で出力できること。分割納付書を出力した回を把握できること。 分割納付計画を変更せずに、指定期間を変更した分割納付書を出力できること。納付された場合、当該分割納付計画の履行状況に反映できること。	~~複数期別を纏めた分割納付書を出力できること。~~ ~~各期できる期別の上限を設定できること。~~ ~~また、延滞金のみの場合でも同様に一枚の分割納付書で発行できること。~~		実装すべき	実装すべき	・分割納付計画に基づいた分割納付書の作成は、分割納付計画を正しく履行いただくため「実装すべき機能」とした。また、作成枚数の指定は、準納者の希望によって作成枚数が異なるため、記載した。 ・発行する分割納付書は、任意の回について出力可能とすることで、例えば毎月の納付のタイミングで毎回送付するケースに対応可能となるため、「実装すべき機能」とした。そのような場合、どこまで出力したか、次回ほどの回について出力すべきかを判断できるよう、分割納付書を出力した回を把握できる機能を記載した。 ・例えば、分割納付計画の納付期限に納付が間に合わず、例えば前回分と今回分をまとめて納付する場合、分割納付計画の再実定（必要書類の再提出も不要）を行わずに分割納付計画に沿いつつことができるため、「実装すべき機能」とした。			要確認		①【確認】 「分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。」という機能について、現状対応しておらず、改修工数も大きくなるベンダーがいます。本機能に関して、「新たに分納計画を立てる」という運用を関連認めてもよろしいでしょうか。 上記運用が認められる場合、「分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。」という機能について、「実装してもしなくても良い機能"に緩和してよろしいでしょうか。 ②【確認】 「分割納付書を指定期間ごとに個別または一括で出力できること。」という機能について、現状対応しておらず、改修工数も大きくなるというベンダーがいます。本機能について"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。 【事務局】 「一度に指定した回数分の分割納付書を出力できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	
		2		~~複数期別を纏めた分割納付書を出力できること。~~ ~~各期できる期別の上限を設定できること。~~ ~~また、延滞金のみの場合でも同様に一枚の分割納付書で発行できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	~~・分割納付計画に基づいた分割納付書の作成は、分割納付計画を正しく履行いただくため「実装すべき機能」とした。また、作成枚数の指定は、準納者の希望によって作成枚数が異なるため、記載した。~~ ~~・発行する分割納付書は、任意の回について出力可能とすることで、例えば毎月の納付のタイミングで毎回送付するケースに対応可能となるため、「実装すべき機能」とした。そのような場合、どこまで出力したか、次回ほどの回について出力すべきかを判断できるよう、分割納付書を出力した回を把握できる機能を記載した。~~ ~~・例えば、分割納付計画の納付期限に納付が間に合わず、例えば前回分と今回分をまとめて納付する場合、分割納付計画の再実定（必要書類の再提出も不要）を行わずに分割納付計画に沿いつつことができるため、「実装すべき機能」とした。~~			要確認			
	2.4.19.			分割納付書の様式は、収納管理システム6.1.0の仕様と同一であること。			実装すべき	実装すべき	・分割納付書様式について、収納管理システムで定義する再発行納付書と同一の仕様とするため記載した。						
	2.4.20.			不履行者に対して（分割納付）催告書を個別及び一括出力できること。			実装すべき	実装すべき	・分割納付不履行者に対し一括して催告書を送付することで効率的に滞納整理をすることができるため、「実装すべき機能」とした。			要確認		①【確認】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいます。本項番の機能について、限定機能版（仮称）に限っては"実装してもしなくても良い機能"に緩和してもよろしいでしょうか。	

標準化提案												必須機能の見直し				対応方針	その他意見等対応方針
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由		通常版	限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し		
2.5. 徴収（換価）猶予処理																	
	2.5.1.	1	徴収（換価）猶予の管理	徴収（換価）猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理（設定・保持・修正）できること。 <猶予に係る登録情報> ・猶予区分（当初、延長） ・申請年月日 ・許可区分 ・不許可理由 ・決定年月日 ・開始年月日 ・終了年月日 ・決議年月日 ・猶予理由 ・延滞金の利率 ・取消起案年月日 ・取消決議年月日 ・取消理由 ・担保の設定 ・起案年月日 ・文書番号	~~猶予期間経過後の対象を抽出し、一括で取消ができること。あるいは、自動で猶予状態が終了されること。~~			実装すべき	実装すべき	申請年月日＝申請書を受領した日を想定している	・徴収（換価）猶予の管理機能は、納税者の情報を管理をする必要があるため「実装すべき機能」とした。猶予は期別を選択して管理することができるよう記載した。					【事務局】 ・許可区分について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、以下のとおり修正する。 許可区分→許可区分（許可／不許可） 【事務局】 ・不許可理由について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、中間標準レイアウトをもとに、以下のデータ項目について詳細化する。 不許可理由→不許可理由（繰上徴収事由該当／不答弁検査拒否／不当な目的での申請／その他） ・印字項目の表記に合わせ、以下のとおり修正する。 不許可理由→不許可事由 【事務局】 ・猶予理由について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、中間標準レイアウトをもとに、以下のデータ項目について詳細化する。 猶予理由→猶予理由（事業継続困難／生活維持困難／徴収上の対策／その他） ・印字項目の表記に合わせ、以下のとおり修正する。 猶予理由→猶予事由 【事務局】 ・取消理由について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、中間標準レイアウトをもとに、以下のデータ項目について詳細化する。 取消理由→取消理由（完納／更正・賦課取消／換価猶予事実の解消／分割納付不履行／担保提供・確保の不協力／繰上徴収／滞納処分の停止／徴収上有利の解消／その他） ・印字項目の表記に合わせ、以下のとおり修正する。 取消理由→取消事由 【事務局】 ・担保の設定について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、以下のとおり修正する。 担保の設定→担保の設定有無 【提案】 ・オプション帳票の項目について、機能要件・他帳票の印字項目で管理されている項目以外に、管理が必要と思われる項目を機能要件上明示する。 ＿＿＿

項番		枝番	機能名称	標準仕様 機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し 通常版	必須機能の見直し 限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
2.7	財産調査処理															
	2.7.1.	1	実態調査書作成	他団体に対し、調査対象の滞納者を選択し、実態調査書・回答書を一括及び個別に作成できること。 調査依頼を行う地方団体については、全国地方団体マスタから選択し、依頼文を作成できること。なお、一括照会センター等の宛先を全国地方団体マスタに任意に登録できること。	~~当年1月1日時点で市内に住民票を有さない滞納者を抽出できること。~~		実装すべき	実装すべき	2.1.8. で抽出した滞納者に対し、一括照会が可能となる運用を想定	・実態調査書の作成機能は、他団体への滞納状況調査のため一般的に実装／利用されている機能と考えられるため、「実装すべき機能」とした。 ・調査先の地方団体については、全国地方団体マスタで管理することで、調査文書作成の負担軽減を見込める。また、一括照会センターのような地方団体への照会をまとめる団体についても全国地方団体マスタに新規に登録できる機能を記載した。						
		2		~~当年1月1日時点で市内に住民票を有さない滞納者を抽出できること。~~			実装すべき	実装すべき								
	2.7.2.	1	各種照会等作成	各種財産の照会については、照会先ごとにマスタ登録され、選択し、依頼文を作成できること。 タイトル、照会内容を自由に作成できる、フリーの照会文書を出力できること。	~~定期的に照会する照会先をグループで登録し、グループの照会先すべてに一括して照会文書を出力できること。~~		実装すべき	実装すべき	2.1.8. で抽出した滞納者に対し、一括照会が可能となる運用を想定	・各種財産の照会文書作成機能は、他団体への財産調査のため一般的に実装／利用されている機能と考えられるため、「実装すべき機能」とした。 ・預貯金、生命保険、損害保険、株式、給与の照会については、全国地方税務協議会が作成した統一様式にのっとり作成されるよう記載した。 ・各照会先はマスタで管理することで、照会文書作成の負担軽減を見込める。 ・照会する財産について、デフォルトの構属以外にも対応できるよう、タイトル、照会内容を自由に作成できる照会文書の作成機能を「実装すべき機能」とした。 ・統一様式の文書の変更は不要な機能であるため、「実装しない機能」とした。						
		2		~~定期的に照会する照会先をグループで登録し、グループの照会先すべてに一括して照会文書を出力できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・各種財産の照会文書作成機能は、他団体への財産調査のため一般的に実装／利用されている機能と考えられるため、「実装すべき機能」とした。~~ ~~・預貯金、生命保険、損害保険、株式、給与の照会については、全国地方税務協議会が作成した統一様式にのっとり作成されるよう記載した。~~ ~~・各照会先はマスタで管理することで、照会文書作成の負担軽減を見込める。~~ ~~・照会する財産について、デフォルトの構属以外にも対応できるよう、タイトル、照会内容を自由に作成できる照会文書の作成機能を「実装すべき機能」とした。~~ ~~・統一様式の文書の変更は不要な機能であるため、「実装しない機能」とした。~~						
	2.7.3.			照会文書・回答文書の文面、住所、氏名、タイトルを、自由に編集できること。			実装すべき	実装すべき		・照会する財産について、項目の追加などができるよう、照会文書・回答文書の文面、宛名、氏名、タイトルを自由に編集できる機能を「実装すべき機能」とした。						
	2.7.4.			金融機関等への照会について、金融機関×行政機関の情報連携検討会で定義する電子照会用フォーマット（必須項目、任意項目）をもとに、照会データを作成・出力できること また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。 照会対象者、回答を出力できること。			実装すべき	実装すべき		・金融機関×行政機関の情報連携検討会において、LOGAN-ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）による電子化ソリューションが開始されている背景に鑑み、「実装すべき機能」とした。電子ファイルで抽出して照会し、回答についても一括での取込を想定している。 ・また、抽出した照会対象者、回答データはCSV形式及びExcelなど汎用性エクセル等で分析し滞納処分に利用するケースが考えられるため、「実装すべき機能」とした。			要確認		【事務局】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【事務局】 「作成」と記載すると、金融機関のデータ仕様に対応する必要があるとの誤解を招くことから、「照会データを作成・出力できること」→「照会に必要なデータを出力できること」に修正する。
	2.7.5.			他機関からの実態調査の照会に対し、回答書を出力できること。システムで保持している項目は自動作成されること。			実装すべき	実装すべき		・他機関からの実態調査の回答書の作成は、基本業務と考えており「実装すべき機能」とした。 ・回答書のうち、管理しているデータで自動作成が可能な項目については自動作成することとし、作業効率の向上に資するよう記載した。			要確認		【事務局】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	
	2.7.6.	1	回答情報の管理	各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 財産は債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等・その他の区分と、詳細（例：債権の場合預貯金、給与、保険等）の管理ができること 各回答情報と併せて、差押可能フラグを管理できること。また、フラグをもとに対象財産を抽出できること。 回答先を登録する際、マスタから選択できること。	~~一括でシステム外で作成した回答情報を登録できること。~~		実装すべき	実装すべき		・各調査書・照会書・申請書の回答情報の管理は、照会結果を記録するため一般的に実装／利用されている機能と考えており「実装すべき機能」とした。 ・財産は区分を分けて管理することで、2.8.滞納処分処理の差押等に活用できるよう「実装すべき機能」とした。 ・財産調査の結果が判明した時点では、ちょうど分割納付の約束等があり差押を行わない等の場合に、各回答情報から差押可能フラグを管理し、抽出機能を設けることで、差押財産の漏れのないように記載した。 ・回答先を入力するときは、手入力ではなくマスタから選択できることで入力ミスや業務の効率化につながるため、2.7.2.調査先マスタから選択できるよう「実装すべき機能」とした。 ・一括照会回答を一括して登録する場合があるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・実装してもしなくても良い機能については、個別の滞納者管理画面への展開不要で一括して回答情報の取り込みができる機能を想定している。			要確認		【事務局】 「財産は債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等・その他の区分と、詳細（例：債権の場合預貯金、給与、保険等）の管理ができること」という機能について、無体財産と振替社債等の管理に対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーより、2025年までに実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（設定・保持・修正）ができること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーより、2025年までに実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 ①【確認】 「各回答情報と併せて、差押可能フラグを管理できること。また、フラグをもとに対象財産を抽出できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいます。本機能について、「実装してもしなくても良い機能」に緩和してもよろしいでしょうか。	【理案】 ・オプション帳票の項目について、機能要件・他帳票の印字項目で管理されている項目以外に、管理が必要と思われる項目を機能要件上明示する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人向けの実態調査について、以下の項目を管理できること。 ・住所 ・移転先住所 ・本店所在地 ・代表者氏名 ・代表者住所 ・業務内容 ・課税状況（均等割・法人税割・申告区分） ・電話番号 ・管轄法務局 ・所有不動産（土地・建物ごとに、地目、所在地、地番、家屋番号、面積、評価額） ・納税状況その他 【事務局】 帳票要件上必要な項目が機能要件上存在しないため、以下の記載に修正する。 「各回答情報と併せて、差押可能フラグを管理できること。」→「各回答情報と併せて、財産状況フラグ（調査予定、調査済み、処分可能、処分中、処分解除）を管理できること。」
		2		~~一括でシステム外で作成した回答情報を登録できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・各調査書・照会書・申請書の回答情報の管理は、照会結果を記録するため一般的に実装／利用されている機能と考えており「実装すべき機能」とした。~~ ~~・財産は区分を分けて管理することで、2.8.滞納処分処理の差押等に活用できるよう「実装すべき機能」とした。~~ ~~・財産調査の結果が判明した時点では、ちょうど分割納付の約束等があり差押を行わない等の場合に、各回答情報から差押可能フラグを管理し、抽出機能を設けることで、差押財産の漏れのないように記載した。~~ ~~・回答先を入力するときは、手入力ではなくマスタから選択できることで入力ミスや業務の効率化につながるため、2.7.2.調査先マスタから選択できるよう「実装すべき機能」とした。~~ ・一括照会回答を一括して登録する場合があるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・実装してもしなくても良い機能については、個別の滞納者管理画面への展開不要で一括して回答情報の取り込みができる機能を想定している。			要確認			
	2.7.7.			給与、年金等の継続収入の債権については、調査結果より差押可能額が自動で計算できること。 また、計算結果を出力できること。 生計同一親族数を任意に入力できること。 支払先が２か所以上の場合でも自動で計算できること。	~~給与、年金等の継続収入の債権については、調査結果より差押可能額が自動で計算できること。~~ ~~また、計算結果を出力できること。~~ ~~生計同一親族数を任意に入力できること。~~ ~~支払先が２か所以上の場合でも自動で計算できること。~~		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・給与、年金等の継続収入の債権に係る差押可能額の計算は、システム外で行う団体もあるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・差押禁止財産の計算のため、生計同一親族数を任意に入力できる機能を記載した。 ・支払先が複数の場合に対応できるよう機能を記載した。						

標準化措置												必須機能の見直し				対応方針	その他意見等対応方針
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由		通常版	限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し		
2.8.	滞納処分処理																
	2.8.1.		財産・権利者情報管理	処分財産の管理及び権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者、後発の執行機関等）の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、処分財産、権利者情報の文言について、編集機能を有すること。 処分財産を基に、滞納処分ができること。 預貯金の第三債務者を管理する際は、金融機関マスタから登録できること。			実装すべき	実装すべき		・処分財産、権利者情報等の管理機能は、処分調書作成の際に必要となるため、「実装すべき機能」とした。権利者情報は、処分財産を管理する第三債務者であったり、先行、後発の差押権者を想定している。この処分財産をもとに、滞納処分が行われる運用を想定している。 ・処分財産、権利者情報を滞納処分の帳票に記載されるが、その文章の編集機能を設けることで、様々な財産に対応可能となるため、記載した。 ・預貯金の第三債務者については、金融機関マスタで管理する情報をもとに登録することで、第三債務者情報作成の負担軽減を見込める。				要確認		【事務局】 「処分財産の管理及び権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者、後発の執行機関等）の管理（設定・保持・修正）ができること。」という機能について、無体財産の管理に対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーが現時点で対応しているため、対応不要とする。	
	2.8.2.		滞納処分管理	以下の滞納処分情報の管理ができること。 各滞納処分の解除情報を管理（設定・保持・修正）できること。滞納処分執行した財産について、滞納処分の一部解除（差金に伴うべ一部解除等）が可能であること。 共有、連携納税の滞納期別を記載できること。その旨を滞納処分における滞納明細上に記載できること。 <滞納処分情報> ・滞納処分種類 ・起案年月日 ・決裁年月日 ・執行年月日 ・受付年月日（有効年月日） ・解除の起案年月日 ・解除の決裁年月日 ・終了年月日（処分の自然消滅年月日、破産開始決定年月日） 差押については、履行期限を編集できること 決裁年月日、受付年月日等が未入力の期別を抽出できること			実装すべき	実装すべき		・滞納処分情報の管理は、滞納処分執行に際し必要であり、「実装すべき機能」とした。 ・滞納処分の情報に伴せて、解除情報も管理する機能が必要であり、「実装すべき機能」とした。なお、滞納処分の一部解除（一部差金）等にも対応できるよう記載した。 ・滞納処分について、発名でなく関連非単位で作成することにより、滞納者も差押金額の把握が容易になることから、「実装すべき機能」とした。 ・差押時の履行期限について、即時取立か、後注どの取立か等を示す必要があるため、「実装すべき機能」とした。 ・滞納処分の決裁日入力をもとに、システム上差押が入り、時効に影響する場合が多いため、決裁年月日が未入力とならないよう、抽出する機能を「実装すべき機能」とした。				要確認		【事務局】 滞納処分情報の管理項目の内、一部の項目に対応していないベンダーがいるが、多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 ①【確認】 指定都市案件をもとに、本機能要件に追加した。「決裁年月日、受付年月日等が未入力の期別を抽出できること」という機能について、現状対応していないベンダーがいます。本機能について、「実装してもしなくても良い機能」に福祝してもよろしいでしょうか。	【事務局】 ・滞納処分種類について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、以下のとおり、記載を修正する。 滞納処分種類→滞納処分種類（線上徴収、差押処分、参加差押処分、交付要求処分） ・なお、以下の項目については、中間標準レイアウト上、滞納処分種類として掲載されているが、仕様書上別に立項しているため記載していない旨、要件の考え方・理由に追記する。 ・滞納処分種類（分割納付、徴収猶予、延滞金減免、換価猶予、滞納処分の停止、納付委託、時効の中断及び停止（現在は完成猶予及び更新） 【事務局】 解除情報について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、以下のとおり、記載を追加する。 <滞納処分情報> 解除年月日（差押解除年月日／参加差押解除年月日／交付要求解除年月日）
	2.8.3.			指定する管理番号で、滞納処分情報を管理（設定・保持・修正）し、出力できること。			実装すべき	実装すべき		・滞納処分ごとに一意に定められる番号を登録し、抽出などに用いるため、「実装すべき機能」とした。				要確認		【事務局】 本項番の機能について、出力できる機能を有していないベンダーがいるが、多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 なお、自動付番で対応するというベンダもあるが、一意に定められる番号の登録と、抽出に使用することができればよいことから、許容するものとする。	
	2.8.4.			納期限、法定納期限等を参照し、滞納処分帳票の滞納明細に出力できること。また任意で変更できること。			実装すべき	実装すべき	「変更」とは、暫定的な変更でなく、変更後の値が保持されることを示す	・滞納処分の期別ごとの納期限、法定納期限等を管理し、通常の滞納処分のほか、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による滞納処分についても対応できるよう、「実装すべき機能」とした。						
	2.8.5.			交付要求執行機関情報を管理（設定・保持・修正）し、任意に選択できること。 執行停止中の期別に対しても交付要求できること。 <交付要求執行機関情報> 執行機関名、執行機関番号、事件番号、対象となる財産（複数可）、要求年月日、差押年月日、解除年月日、交付要求の完了年月日）			実装すべき	実装すべき		・交付要求の執行機関情報の管理機能は、交付要求帳票に記載されるため、一般的に実装／利用されている機能と考えており、「実装すべき機能」とした。 ・国税徴収法に基づき、交付要求は執行停止中の期別に対しても可能であるため、記載した。						
	2.8.6.			破産手続における交付要求データ選択画面での期別選択時、システム側にて自動的に各期別帳の情報を判断し、債権種別の区分（破産法に基づく財団債権／優先的破産債権／劣後的破産債権）、破産情報を管理（設定・保持・修正）できること。 延滞金額については、法令どおりとすること。 <破産情報> ・破産手続き開始決定日 ・破産管財人 ・裁判所 ・先行差押年月日 ・解除年月日 等			実装すべき	実装すべき		・破産情報は、破産に係る帳票に記載されるため、一般的に実装／利用されている機能と考えており、「実装すべき機能」とした。 ・破産交付要求について、財団債権、優先的破産債権、劣後的破産債権を自動で判断できる機能は、担当者のヒューマンエラー防止の観点で必要性が高く、「実装すべき機能」とした。 ・破産にかかる延滞金計算は、劣後的破産債権における、破産手続開始から期限に至るまでの期間の年数が1年未満であるときの延滞金端数の切り捨てについても、「実装すべき機能」とした。						
	2.8.7.			交付要求時に、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の区分を選択することにより、自動的に文言が帳票に反映できること。			実装すべき	実装すべき		・国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律について、交付要求時、自動的に文言が帳票に反映される機能は、業務効率に資するため「実装すべき機能」とした。						
	2.8.8.			滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。 滞納処分要件を満たさない期別を選択した場合、アラートなどが表示されること。			実装すべき	実装すべき	滞納処分要件の期別について、以下が選択不可となる想定。 ・差押（時効／欠損／督促状発布後10日未経過／納期未到来／執行停止） ・交付要求（時効／欠損／納期未到来） ・線上徴収（納期限到来（滞納期別すべて））	・差押要件を満たさない期別の差押、差押要件を満たしたにもかかわらず差押から漏れるケースなど、ヒューマンエラー防止の観点から、「実装すべき機能」とした。滞納処分要件を満たさない期別については、仮に選択した場合、アラートの表示なども行い、同様にヒューマンエラーを防止するため記載した。 ・滞納処分要件を満たす期別は、差押、交付要求、線上徴収によって異なるため、備考に詳細を記載した。						
	2.8.9.		滞納処分の処分調書等作成	入力された財産情報や権利者情報をもとに、滞納処分に係る関連帳票を個別に作成できること。 処分年月日は手入力できること。 滞納処分調書の文章について、編集機能を有すること。文章は複数登録できること。 滞納者の住所、氏名、金額、法定納期限等について、修正できること。			実装すべき	実装すべき	入力された財産情報、権利者情報等がすでに入力された状態で、滞納処分に係る関連帳票の作成ができる機能を想定	・滞納処分の内容に応じた調書の作成は、法定の業務であると考えており、「実装すべき機能」とした。 ・内部決裁等で処分年月日が起案から数日後になるケースに鑑み記載した。 ・滞納処分調書の文書は、個別の箇所を編集して財産などの特定を行うため、「実装すべき機能」とした。 ・帳票に記載される情報の修正機能も必要であるため記載した。						【提案】 ・オプション帳票の項目について、機能要件・他帳票の印字項目で管理されている項目以外に、管理が必要と思われる項目を機能要件上明示する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 財産の引渡し命令書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。（オプション） <データ項目> ・引渡期限 ・引渡場所 占有調書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。（オプション） <データ項目> ・占有日 差押財産搬出調書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。（オプション） <データ項目> ・搬出日 ・備考列に、「取立日は債権の取立日を表す。債権現在額の金額算出日を示すために必要と想定」と追記。

標準化措置																		
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し 通常版	必須機能の見直し 限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
	2.8.10.		配当計算書作成・管理	配当計算書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 差押範囲をもとに、配当計算書を作成できること。 また、配当原分のもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。 債権現在額、他機関の債権額、残余金の自動計算機能を自動計算できること。 差押財産の一部換価（預金の一部換徴等）についても、配当計算書を出力できること。 配当時の延滞金額について、延滞金計算年月日を任意に設定できること。 換価代金等の交付期日は、配当計算書を発した日から7日を経過した日が自動で設定され、かつ任意で修正できること。 配当計算書を発した日から7日を経過した日が休日等の場合、換価代金の交付期日として選択できないこと。 一つの滞納処分に対し複数の配当計算書の出力ができること。			実装すべき	実装すべき		・配当計算書の情報管理入力は、配当計算書作成のため「実装すべき機能」とした。同様に、配当計算書は差押財産換価時に必要である。 ・配当計算のもととなる差押の範囲かとデータを引用して自動入力され、配当計算書を作成することができるよう記載した。なお、自動入力された内容は編集し、内容の修正に対応できるよう記載した。 ・配当に当たっては、自団体の債権現在額、他機関の債権額、残換金を自動で計算し、事務効率の向上に資するよう記載した。 ・差押財産の一部換徴についても対応できる必要があるため、記載した。 ・延滞金の計算の終期は、差押した金銭ほその差押えの日、第三債務者から給付を受けた金銭ほその給付を受けた日とされているため、延滞金計算年月日を任意で設定する機能を「実装すべき機能」とした。 ×換価代金等の交付期日は、通常配当計算書を発した日から7日を経過した日であるとともに、短縮が想定されるものであるため、「実装すべき機能」とした。 ・換価代金等の交付期日が休日等に当たった場合でも交付期日が延長できないよう、「実装すべき機能」とした。 ・継続債権の取り立てなどのケースに鑑み記載した。			要確認	【事務局】 「債権現在額、他機関の債権額、残余金の自動計算機能を自動計算できること。」という機能について、債権現在額と他機関の債権額について、自動計算に対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「配当計算書を発した日から7日を経過した日が休日等の場合、換価代金の交付期日として選択できないこと。」という機能について、「反映ボタンを押下した際に、7日を経過した日が休日等の場合は自動的に前営業日が設定される。」という機能で対応しているベンダーがいるが、上記機能で充足している旨を案件の考え方・理由に追記する。	【事務局】 配当原分のもととなる滞納処分の内容について、項目が不明であるという意見があったため、以下のとおり修正する。 「配当処分のもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。」 →「配当処分のもととなる滞納処分の内容として、換価財産等、第三債務者の項目を自動で入力し、その内容を編集できること。」
	2.8.11.			配当計算書作成上、抵度が高い債権者、第三債務者（所在・名称）を、随時選択できること。			実装すべき	実装すべき		・継続債権等、記載される抵度が高い債権者、第三債務者の所在・名称を定期的に使用する機会に鑑み、登録し随時選択する機能を定義した。						
	2.8.12.	1		充当通知書の情報を管理（設定・保持・修正）できること。 充当期別分の納付書を出力できること。充当期別分の納付書は、時効の更新が行われない充当所納付書であること。 充当分として収納管理システムで区別して消込ができよう、消込用に充当期別分の充当所納付書出力、消込データの作成等ができること。 なお、消込データの作成の場合は、消込データの作成後に修正、削除ができること。 差押財産の一部換徴（預金の一部換徴等）についても、充当通知書を出力できること。 充当期別は、もとととなる差押期別から、本税未納のうち納期間が古いものに優先的に自動で充当されること。充当期別、充当額（本税、延滞金）、充当後の残額は、手動で修正できること。 領収年月日から充当年月日までの延滞金加算について、加算を止められること。 任意の延滞金計算日を指定できること。	~~充当後の残額については、データを保持できること。~~ ~~充当期別、充当額（督促手数料）、充当後の残額は、手動で修正できること。~~		実装すべき	実装すべき	消込データを作成し、収納管理システムに消込データを連携する場合、消込用の納付書は発行してもしなくても良い想定	・充当通知書の作成は、差押財産換価時に必須のため、「実装すべき機能」とした。 ・充当期別分の消込について、納付書を発行する運用と、消込データを滞納管理システムで作成し、収納管理システムに連携する機能があるため、いずれにも対応するよう記載した。また、いずれも通常の収納と区別できること／充当時は時効の更新が行われないよう記載した。 ・差押財産の一部換徴についても対応できる必要があるため、記載した。 ・充当される期別は、基本的に納期限の古い順に充当されるため、自動で充当されるよう記載した。また、充当分や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できる必要があるため、手動の修正機能を記載した。 ・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能からしている。 ・換価した日付（年月日）と充当日が異なるため延滞金が加算されるケースがあるが、領収日での延滞金計算が適切であるため、それを制御できる機能を記載した。 ・充当後の残額は、地方団体の規模によって立ち上がり負荷がすぐに来ないケースが多く、管理しやすさが求められる場合があるため、「実装してもしなくても良い機能」として追加した。	要検討		要確認	【事務局】 「差押財産の一部換徴（預金の一部換徴等）についても、充当通知書を出力できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「領収年月日から充当年月日までの延滞金加算について、加算を止められること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「充当分として収納管理システムで区別して消込ができよう、消込用に充当期別分の充当所納付書出力、消込データの作成等ができること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 また、本機能について、「充当当に関する消込データを作成できるのであれば、同じ用途の充当用納付書は不要とも考えられるため督促が必要ではないか。」という意見があるが、本意見については、備考に記載のとおりであるため、対応不要とする。 【事務局】 「充当期別は、もとととなる差押期別から、本税未納のうち納期間が古いものに優先的に自動で充当されること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【事務局】 充当分の消込について、いずれかの方法（別の実現手段も含む）で消込に対応していればよいことから「いずれにも対応するよう記載した。」→「いずれか、または充足可能なその他の手段で対応できるよう記載した」に記載を修正する。
		2		~~充当後の残額について、データを保持できること。~~ ~~充当期別、充当額（督促手数料）、充当後の残額は、手動で修正できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	~~消込データを作成し、収納管理システムに消込データを連携する場合、消込用の納付書は発行してもしなくても良い想定~~	~~・充当通知書の作成は、差押財産換価時に必須のため、「実装すべき機能」とした。~~ ~~・充当期別分の消込について、納付書を発行する運用と、消込データを滞納管理システムで作成し、収納管理システムに連携する機能があるため、いずれにも対応するよう記載した。また、いずれも通常の収納と区別できること／充当時は時効の更新が行われないよう記載した。~~ ~~・差押財産の一部換徴についても対応できる必要があるため、記載した。~~ ~~・充当される期別は、基本的に納期限の古い順に充当されるため、自動で充当されるよう記載した。また、充当分や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できる必要があるため、手動の修正機能を記載した。~~ ~~・督促手数料については、地方団体の条例によるため実装してもしなくても良い機能としている。~~ ~~・換価した日付（年月日）と充当日が異なるため延滞金が加算されるケースがあるが、領収日での延滞金計算が適切であるため、それを制御できる機能を記載した。~~ ・充当後の残額は、地方団体の規模によって立ち上がり負荷がすぐに来ないケースが多く、管理しやすさが求められる場合があるため、「実装してもしなくても良い機能」として追加した。	要検討		要確認		
	2.8.13.			債権現在額申立債権の管理（設定・保持・修正）ができること。 また、債権現在額申立てのもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。			実装すべき	実装すべき		・債権現在額申立書の作成は、交付意求時等に必須のため、その情報を管理する機能を「実装すべき機能」とした。 ・債権現在額申立のもととなる滞納処分の範囲かとデータを引用して自動入力され、債権現在額申立書を作成することができるよう記載した。なお、自動入力された内容は編集し、内容の修正に対応できるよう記載した。			要確認	【事務局】 「また、債権現在額申立てのもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。」という機能について、編集機能に対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	
	2.8.14.			線上徴収情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 変更後の納期限は時間の管理ができること。 法定納期限以前の線上徴収により、法定納期限等が変更されること。 ＜線上徴収情報＞ ・起案年月日 ・決議年月日 ・線上納期限 ・線上納期限納到 ・線上徴収理由 ・取消起案年月日 ・取り消し年月日 ・線上徴収取消理由 等			実装すべき	実装すべき		・線上徴収情報は、納期限変更に必須のため、その情報を管理する機能を「実装すべき機能」とした。 ・例えば、競売事件等において、変更した納期限当日に交付要求を行う場合、その前後関係を明確にする必要があるため、時間の管理機能を記載した。			要確認	【事務局】 線上徴収情報のうち、一部項目が不足しているベンダーがいるが、多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 法定納期限以前の線上徴収により、法定納期限等が変更される機能について、現状対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【事務局】 ・線上徴収取消理由について、管理すべきデータ項目が不明という意見があったため、以下のとおり、記載を修正する。 ・線上徴収取消理由→線上徴収取消理由（更正／誤課取消／その他） ※なお、帳票要件上、線上徴収の取消にかかる帳票は定義されていない。
	2.8.15.		捜索	捜索情報を管理（設定・保持・修正）できること。			実装すべき	実装すべき		・捜索情報の管理機能は、滞納者の財産情報等を管理するために必要であるため「実装すべき機能」とした。			要確認	【事務局】 本項番の機能について、現状対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 なお、管理する項目については、捜索に係る帳票の印字項目を想定している。	
	2.8.16.		利害関係者情報管理	債権者、第三債務者、執行機関、権利者、破産管財人（所在・名称）を、マスタ管理できること。帳票作成時に参照できること。			実装すべき	実装すべき		・滞納処分に係る利害関係者の情報をマスタ管理することで、入力ミスや業務の効率化につながるため、「実装すべき機能」とした。 ・帳票作成の際は、上記マスタから選択できるよう記載した。						

標準化措置																							
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	適用	通常版	限定機能版（名称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し		2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
												通常版	限定機能版（名称）				
2.9. 公売管理																	
	2.9.1.	1	公売管理	公売情報について管理（設定・保持・修正）ができること。 同一公告時の各滞納者において、複数の物品の公売、及びそれらに対する複数の落札者に対応できること。 ＜公売情報＞ ・公売期間 ・開札年月日 ・売却決定年月日 ・買受代金納付期限 ・公売保証金納付期間 ・対象財産 ・公売価額 ・公売方法 ・公売場所 ・買受人 ・最高値申込者 ・次順買受申込者 ・入札者無 ・入札取消 等	~~猶予等、公売を行えない状態において、公売ができないよう制御がかかること。~~			実装すべき	実装すべき	公売方法は、「入札」・「競り売り」の区分が選択できることを想定している。				要確認	【事務局】 本項番の機能について、現状対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【提案】 ・オプション帳票の項目について、機能要件・他帳票の印字項目で管理されている項目以外に、管理が必要と思われる項目を帳票作上照合する。 ＿＿＿

項番		枝番	機能名称	標準仕様書 機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	通常版	限定機能版（仮称）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し 通常版	必須機能の見直し 限定機能版（仮称）	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	その他意見等対応方針
2.12. 不納欠損処理																
	2.12.1.		不納欠損処理	以下の抽出条件で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。期間の指定ができること。 不納欠損は期別単位で処理できること。 不納欠損処理後、不納欠損期別は表示、非表示を切り替えられること。不納欠損の取消処理ができること。非表示とした欠損額は、表示することもできること。 <抽出条件> ・本税の有無 ・延滞金の有無 ・法令 ・年度 ・税目 ・時効完成年月日 等			実装すべき	実装すべき		・不納欠損予定者の欠損判定・処理は、時効完成した期別を徴収不能として処理するため、「実装すべき機能」とした。期別ごとに時効が設定されるため、不納欠損も期別単位での判定、処理となる。 ・不納欠損期別は、徴収不可能な期別であることから、システムと非表示とする。ただし、過去の欠損額を確認することもあるため、表示することもできる機能を、「実装すべき機能」とした。			要確認		【事務局】 「不納欠損処理後、不納欠損期別は表示、非表示を切り替えられること。不納欠損の取消処理ができること。非表示とした欠損額は、表示することもできること。」という機能について、現状対応としていないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。 【事務局】 抽出条件について、項目が不足しているベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。	
	2.12.2.			不納欠損（期時欠損含む）について、個別・一括処理ができること。また、不納欠損の一覧表を作成できること。			実装すべき	実装すべき		・不納欠損の一括処理は、年度末に年度中に時効完成した不納欠損予定者を一斉に消す運用等を想定し、「実装すべき機能」とした。 ・不納欠損の一覧表を決裁に用いるため、不納欠損に係る項目が明記されたものが、出力（CSV等を想定）できるよう記載した。			要確認		【事務局】 個別での欠損処理に現状対応してないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。	
	2.12.3.	1		不納欠損について、本税と延滞金を合わせて処理できること。	~~不納欠損について、本税と延滞金をそれぞれ分けて処理できること。~~		実装すべき	実装すべき		・延滞金を事前調定する場合は本税と延滞金を同時に処理しておく、最終的に集計が取れればどのような処理でも良いことから、本機能を「実装すべき機能」とした。 ~~・延滞金を事後調定する場合は本税と延滞金を別に処理しており集計する必要があるが、全国意見照会での意見数を見ても一部の地方団体に必要な機能と思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。~~			要確認		③【確認】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、以下の対応とすることで問題ないか。 ・必須機能として、本税部分を不能欠損する機能を整備 ・オプション機能として、延滞金部分を不能欠損する機能を整備 ・考え方・理由に、本税の不能欠損はどの自治体もほぼ行うこと、延滞金の不能欠損は自治体によって行うかどうか差があることを示す。そのうえで、本税と延滞金を合わせて不能欠損するのか、分けて不能欠損するのかは、ベンダに実装を委ねることとする旨を示す。	
		2		~~不納欠損について、本税と延滞金をそれぞれ分けて処理できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		~~・延滞金を事前調定する場合は本税と延滞金を同時に処理しておく、最終的に集計が取れればどのような処理でも良いことから、本機能を「実装すべき機能」とした。~~ ・延滞金を事後調定する場合は本税と延滞金を別に処理しており集計する必要があるが、全国意見照会での意見数を見ても一部の地方団体に必要な機能と思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。			要確認			
	2.12.4.		不納欠損情報管理	不納欠損情報の管理（設定・保持・修正）ができること。出納閉鎖後は修正、削除できないこと。 不納欠損情報を一意に特定できる番号が管理できること。 <不納欠損情報> ・起案年月日 ・決裁年月日 ・欠損年月日 ・年度 ・税目 ・期別 ・調査担当者 ・メモ ・徴認事項 ・欠損額 等			実装すべき	実装すべき		・滞納者ごとに不納欠損情報を管理する機能は、欠損処理執行のためのデータとして必要であり「実装すべき機能」とした。 ・欠損情報を一意に特定できる番号で管理することで事務効率の向上に資するため、記載した。			要確認		【事務局】 「出納閉鎖後は修正、削除できないこと。」という機能について、現状対応としないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。 【事務局】 「不納欠損情報を一意に特定できる番号が管理できること。」という機能について、現状対応としないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。 【事務局】 不納欠損情報について、項目が不足しているベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。	
	2.12.5.			欠損有とした滞納者に対して、税目ごとに欠損期別が否かを識別できること。			実装すべき	実装すべき		—						
3. 交付																
3.1. 納付書等発行（再発行）																
	3.1.1.	1	納付書即時発行	納付書と払込取扱票（マル公・カク公）を期別単位で出力できること。 払込取扱票は、記載項目を任意で選択できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、金額を変更して出力できること。 仮消込情報がある納税義務者／当初納税通知書発送までの間、納付書の出力をする際アラートなどが表示されること。 時効完成、不納欠損等、納付を受付付けられない期別を選択した場合、アラートなどが表示されること。	~~納付書は、住所、氏名について修正できること。~~		実装すべき	実装すべき	第三者が代理で納付したとき等、納付が本人による時効の承認とならない場合に対応できるよう、時効延長の有無を選択できる機能を具備	・納付書、払込取扱票の発行は、滞納者の自主納付時に必要と考えており、「実装すべき機能」とした。 ・払込取扱票は金額未記入で送付することがあるため、金額等記載項目を任意に選択して出力できることとした。 ・第三者納付等の場合、時効更新事由に該当しないことから、納付書によって時効延長の有無を選択できる機能を記載した。 ・納付書に記載される金額は、滞納者が納付できる金額を納付してもらうため、修正機能を記載した。 ・収納管理システムと同様にアラート機能を設定する ・第三者納付等の場合、住所や氏名を非表示にして納付書を交付する場合があるため、「実装してもしなくても良い機能」として記載した。 ~~・納付書を発行しても、納付が行われない期別について、アラート機能を設定する。~~			要確認		【事務局】 「払込取扱票は、記載項目を任意で選択できること。」という機能について、現状対応としていないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領してるため、対応不要とする。 【事務局】 「時効完成、不納欠損等、納付を受付付けられない期別を選択した場合、アラートなどが表示されること。」という機能について、現状対応としていないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【確認】 時効完成、不納欠損以外に、納付が受付付けられない期別は存在するか、存在しない場合は、記載の明確化のため、「等」を削除する。 【事務局】 「納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。」という機能について、現状対応としていないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】 「仮消込情報がある納税義務者／当初納税通知書発送までの間、納付書の出力をする際アラートなどが表示されること。」という機能について、現状対応としていないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。	
		2		~~納付書は、住所、氏名について修正できること。~~			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	~~第三者が代理で納付したとき等、納付が本人による時効の承認とならない場合に対応できるよう、時効延長の有無を選択できる機能を具備~~	~~・納付書、払込取扱票の発行は、滞納者の自主納付時に必要と考えており、「実装すべき機能」とした。~~ ~~・払込取扱票は金額未記入で送付することがあるため、金額等記載項目を任意に選択して出力できることとした。~~ ~~・第三者納付等の場合、時効更新事由に該当しないことから、納付書によって時効延長の有無を選択できる機能を記載した。~~ ~~・納付書に記載される金額は、滞納者が納付できる金額を納付してもらうため、修正機能を記載した。~~ ~~・収納管理システムと同様にアラート機能を設定する~~ ・第三者納付等の場合、住所や氏名を非表示にして納付書を交付する場合があるため、「実装してもしなくても良い機能」として記載した。 ~~・納付書を発行しても、納付が行われない期別について、アラート機能を設定する。~~			要確認			
	3.1.2.	1	合算納付書	複数期別を纏めた合算納付書を出力できること。	~~合算できる期別の上限を設定できること。~~ ~~合算納付書の場合でも領収証書部分には各期別内容が表示されること。~~		実装すべき	実装すべき		・収納管理システムに準拠する。			要確認		【事務局】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。	
		2		合算できる期別の上限を設定できること。 合算納付書の場合でも領収証書部分には各期別内容が表示されること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・収納管理システムに準拠する。			要確認			
	3.1.3.		発行情報・送付状況管理	各納付書、払込取扱票に関して、出力情報を交渉経過に自動に登録できること。 <出力情報> ・出力金額 ・出力履歴 ・出力年月日 ・指定期限等			実装すべき	実装すべき		・各納付書の発行情報の管理は、滞納者との発行有無の根拠として用いるため、「実装すべき機能」とした。			要確認		【事務局】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】 収納管理システムで発行した納付書についても、滞納管理システムで出力履歴をみるにあたり、収納管理システムからの納付書発行情報の連携が必要であるという指摘があるため、以下の機能を収納管理システム、滞納管理システムに追加する。 ・収納管理システム 6.1.1. 出力情報（6.1.12. の出力情報） ・滞納管理システム 4.2.1 出力情報	
	3.1.4.	1	送付先等管理	送付先を管理（設定・保持・修正）できること。登録履歴を残せるようにすること。	~~送付先を登録後に、納税者が住民記録の住所を変更した場合、送付先の住所に送付されないよう制御、またはアラートが表示されること。~~		実装すべき	実装すべき	~~「実装してもしなくても良い機能」の制御については、送付先を自動で解除する機能等を想定~~	・住民記録に記載の住所以外の送付先（自身が海外におり、一時的に実家に送付／或年後見人等）を設定する場合があるため、「実装すべき機能」とした。 ~~・送付先設定後に住民記録上の住所が変わった場合、送付先の住所でなく、変更後の住所が正確な場合があるため、担当者が正しい送付先・住所を確認する必要があるため、実装した。なお、設定した送付先が正とみなす地方団体もあると思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。~~			要確認		【事務局】 本項番の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。	
		2	送付先等管理	送付先を登録後に、納税者が住民記録の住所を変更した場合、送付先の住所に送付されないよう制御、またはアラートが表示されること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	「実装してもしなくても良い機能」の制御については、送付先を自動で解除する機能等を想定	~~・住民記録に記載の住所以外の送付先（自身が海外におり、一時的に実家に送付／或年後見人等）を設定する場合があるため、「実装すべき機能」とした。~~ ・送付先設定後に住民記録上の住所が変わった場合、送付先の住所でなく、変更後の住所が正確な場合がある。担当者が正しい送付先・住所を確認する必要があるため、実装した。なお、設定した送付先が正とみなす地方団体もあると思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。			要確認			
	3.1.5.			収納管理システム側から連携される送付先と、滞納管理システム側で独自に設定する送付先のうち、優先送付先を設定できること。			実装すべき	実装すべき		・送付先は、収納管理システムからも連携されることで、最新の送付先を判断できる。その際、地方団体が保有する送付先の中でどれが正しいかを調査し、設定する必要があるため、「実装すべき機能」とした。						
	3.1.6.			指定された送付先以外の情報が（納税管理人が納税義務者名と異なる場合等）宛名に併記されること。			実装すべき	実装すべき		・納税管理人が定められている場合、納税管理人あてに帳票が送付されるが、それだけでは納税義務者がだれか不明なため、併記することが選択できるよう「実装すべき機能」とした。						

標準仕様書																			
項番		枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない理由	通常版	限定機能版（任意）	備考	要件の考え方・理由	必須機能の見直し				対応方針	その他意見等対応方針
											通常版	限定機能版（任意）	2025の実現性確認	オプションの見直し		
4. その他																
4.1. その他																
	4.1.1.		権限設定	各税について、担当者・グループ（班等）単位で操作権限・閲覧権限を設定できること。			実装すべき	実装すべき		・操作権限の設定は、担当者・グループ単位（班等）で設定するのが一般的であるため、「実装すべき機能」とした。 ・共通要件1.8.4.で権限についての記載があるが、本機能では、滞納管理システムで管理しているグループ（班等）についても権限を設定する必要があると思われるため、定義している。					
	4.1.2.		担当者スケジュール管理	各担当者のスケジュールについて、カレンダー式に管理（設定・保持・修正）できること。 また、期間を指定したスケジュールを閲覧できること。 催告書に記載の指定期限、約束情報、分割納付計画を基に、スケジュールに反映されること。			実装すべき	実装すべき	スケジュール管理画面から、個人照会画面へ展開できるような画面遷移を想定している。また、展開先で通常の処理が実施可能な想定である。	・担当者のスケジュール機能は、定期的に確認して作業の抜け漏れを無くすため、一般的に実装／利用されており、「実装すべき機能」とした。 ・スケジュールは特定の期間を指定することで、月、週等の単位でスケジュールを確認できる。 ・約束情報、分割納付計画、催告書等をもとに、スケジュールに情報を自動反映することで、作業効率の向上に資するため、記載した。			要確認		【事務局】2.2.7.、2.3.6.、2.4.1の方針に合わせることとする。	
	4.1.3.		延滞金減免	延滞金減免申請があったものに対して、延滞金減免情報を管理（設定・保持・修正）できること。 充足差押による延滞金の免除に対応できること。 <延滞金減免情報> ・対象の税目 ・年度 ・期別 ・申請年月日 ・申請事由 ・申請者 ・免除金額 ・免除率 ・免除期間			実装すべき	実装すべき	各地方団体独自の減免制度を想定	・延滞金減免申請は団体独自の減免制度により差があるが、列挙した情報のパラメータを管理できれば、おおよそ実現可能であるため「実装すべき機能」とした。 ・国税通則法に適切に対応するため、充足差押による延滞金の免除を「実装すべき機能」とした。 ・延滞金について、地方税法、財務省の公表する特例基準割合の遡りに行われるが、条例対応等、手修正の場合が考えられるため、免除率を記載している。					
	4.1.4.		開庁日の管理	分割納付誓約・分割納付約束・納付約束・猶予制度の期間等、指定期限が発生する場合、土日祝日を考慮し、自動的に翌開庁日が設定されること。			実装すべき	実装すべき		・指定期限が発生する場合、土日祝日が該当日にならず、翌開庁日に設定されるよう記載した。					
	4.1.5.		外部デバイスとの連携	ハンディターミナル等、訪問徴収用のデバイスに、訪問徴収に必要な情報を連携できること。	ハンディターミナル等、訪問徴収用のデバイスに、訪問徴収に必要な情報を連携できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・自宅への訪問時等、紙ではなく外部デバイスにデータを連携する地方団体の運用に鑑み、「実装してもしなくても良い機能」とした。					
4.2. 他業務システム連携																
	4.2.1.		収納管理システムとの連携	収納管理システムから、以下の情報を連携できること。 <収納管理システムから連携される情報> ・収納管理システムの異動情報（調定情報／納付情報／延滞金等） ・督促発行履歴・削除履歴・遡異履歴・公示送達履歴（固定資産税共有者分含む） ・宛名情報（納税管理人・口座情報・送付先情報・電話番号） ・延滞金情報 滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 <収納管理システムに連携する情報> 充配当データ（充当額・充当先の税データ（税目・期別・金額等））等） ・繰上徴収 ・差押等の情報 ・異動情報(処分情報・執行停止情報・猶予情報・不納欠損情報等) ・滞納管理システムで変更した納期限 ・延滞金情報 ・納付書出力情報 ・督消処理情報			実装すべき	実装すべき		・収納管理システムから滞納管理システムに連携する情報の詳細を記載する。 ・督促状の送付日は、滞納処分にかかわるため、連携する。 ・督促状の公示日は、督促状を公示送達した場合、その日を起点に10日経過すると滞納処分を執行できるための連携する ・収納管理システムの異動情報（調定情報、納付情報、延滞金等）は、滞納情報を随時更新するための連携する ・督促発行履歴・削除履歴・遡異履歴・公示送達履歴は、督促と発付の事実を滞納管理システム上管理するための連携する ・宛名情報（納税管理人、口座情報、送付先情報、電話番号）は、納税義務者への最新の連絡先を管理するための連携する ・延滞金情報は、収納管理システムで延滞金を主に計算するため、その計算結果などを連携する ・滞納管理システムから収納管理システムに連携する情報の詳細を記載する。 ・充配当データ（充当額、充当先の税データ（税目、期別、金額等）等）は、差押配当時の充当データを納付書を使用せずに収納管理システムに連携する際に用いられる ・繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、執行停止情報、猶予情報、不納欠損情報等)は、督促状の発付に影響するため、連携する ・滞納管理システムで変更した納期限、変更した本税、延滞金情報は、収納管理システムの調定情報を修正する必要があるため、連携する ・納付書発行情報は、収納管理システム側で履歴管理しているため、連携する			要確認		【事務局】 標準仕様書としては業務間の情報の受け渡しを明確にする必要があるため、データ連携を前提とした記載をしているが、統合パッケージにて共通DBを活用するなど、明示的なデータ連携が存在しないケースについても業務上は同等であり、実装として問題ないのと考える。 当考え方について、標準仕様書本編への追記を検討する。 【事務局】 滞納管理システムから収納管理システムに連携するデータ「充配当データ（充当額・充当先の税データ（税目・期別・金額等）等）」については、滞納管理システム2.8.12.で示す充配当データの作成機能を持つシステムについてのみ実装する必要があると旨、標考列に追加する。	【事務局】 繰上徴収、差押等の情報については、異動情報（処分情報）で包含できることから、削除する。 収納側でも、同様に削除する。
	4.2.2.		課税資産情報の参照	課税システム、または収納管理システムから、課税資産情報を参照できること。	課税システム、または収納管理システムから、課税資産情報を参照できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・課税物件などの、課税資産情報を参照できる機能は、地方団体の規模によっては連携せずともシステム外のやり取りで対応可能であるため「実装してもしなくても良い機能」とした。					
	4.2.3.		その他サブシステムとの連携	サブシステム（電話催告サブシステム等）、生活保護システム等との連携ができること。	サブシステム（電話催告サブシステム等）、生活保護システム等との連携ができること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		・サブシステムとの連携が考えられるが、地方団体によって利用の実態が分かれると思われるため、「実装してもしなくても良い機能」とした。					
4.3. 検索																
	4.3.1.		検索対象	各税目の調定情報、納付情報、滞納情報、口座情報、還付・充当情報、督促情報及び異動履歴（帳票出力履歴、メモ等を含む）を照会できること。			実装すべき	実装すべき		・検索機能は共通要件にて定義しているが、検索対象・検索条件については個別に定義している。					
	4.3.2.	1	検索条件	氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号、物件番号での検索ができること。 カナ、漢字での検索はあいまい検索ができること。 複合検索が可能なこと。 納付の有無で絞り込みが出来ること。	旧姓、旧住所での検索ができること。		実装すべき	実装すべき		–					
		2		旧姓、旧住所での検索ができること。			実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		–					
	4.3.3.			特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。			実装すべき	実装すべき		–			要確認		【事務局】 特別徴収番号について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。	
標準要件への追加提案																
機能要件																